

予算特別委員会

3月4日（水）午後1時3

0分開議

議題1 「議案第17号 平成21年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ

いて

2 「議案第18号 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」

の審査について

3 「議案第19号 平成21年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

4 「議案第20号 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい

て」の審査について

5 「議案第21号 平成21年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

6 「議案第22号 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」

の審査について

7 「議案第23号 平成21年度嵐山町水道事業会計予算議定について」
の審査

について

○出席委員（13名）

1番 畠山美幸 委員

2番 青柳賢治 委員

3番 金丸友章 委員

4番 長島邦夫 委員

5番 吉場道雄 委員

6番 河井勝久 委員

7番 村田廣宣 委員

8番 川口浩史 委員

9番 清水正之 委員

10番 安藤欣男 委員

11番 松本美子 委員

12番 渋谷登美子 委員

13番 藤野幹男 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	菅 原 広 子

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
岩 澤 浩 子 総務課庶務・行政担当副課長	
金 井 三 雄 政策経営課長	
中 島 宏 芳 政策経営課政策経営担当副課長	
富 岡 文 雄 税 務 課 長	
中 西 敏 雄 税務課課税担当副課長	

中	村	滋	税務課収税担当副課長
安	藤	高 二	会 計 課 長
内	田	勝	会計課副課長
加	藤	信 幸	教 育 長

◎委員長あいさつ

○藤野幹男委員長 皆さん、こんにちは。開会する前に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の方々のご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

審査は本日から行うわけですが、慎重なる審査をお願いいたします。

委員の皆様に申し上げます。質疑をする場合には簡単明瞭な形でお願いいたします。

また、説明員に申し上げます。説明員の皆さんには質疑に対しまして簡明な答弁、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(午後 1時32分)

◎議長あいさつ

○藤野幹男委員長 それでは、ここで柳議長にご出席をいただいておりますので、柳議長にごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 皆さん、こんにちは。きょうから予算特別委員会ということで、ご参集いただきまして、ありがとうございます。言うまでもなく、この予算の審議というのは今年、来年度、21年度、どういうふうな嵐山町を方向づけるか、あるいは事業を行っていくかという本当に大切な予算審議であります。そういう意味でもよく活発なる、また慎重なるご審議をいただくとともに、今も町長あるいは委員長のほうからお話がありました。何が質問なのかということをはっきり言っていただいて、することによって、より活発なるご審議もいただけるのだと思います。その辺を踏まえて、3日間よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤野幹男委員長 ありがとうございます。

◎町長あいさつ

○藤野幹男委員長 次に、町長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岩澤 勝町長 委員長のご指名いただきましたので、予算委員会の開会

に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

本日より4日間にわたりまして平成 21 年度嵐山町一般会計予算をはじめとする各予算案につきまして、予算特別委員会において審議を賜りますこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。どうか何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおりご決定を賜りますようお願いをする次第でございます。

あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○藤野幹男委員長 ありがとうございました。

◎開会の宣告

○藤野幹男委員長 ただいま出席委員は 12 名であります。定足数に達しております。よって、予算特別委員会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午後 1時34分)

◎開議の宣告

○藤野幹男委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開会日につきましてお諮りいたします。本委員会の開会は、本日3月4日、3月5日、3月6日及び3月9日の4日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開会は、本日3月4日、3月5日、3月6日及び3月9日の4日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。本委員会に付託された案件は、第17号議案 平成21年度嵐山町一般会計予算議定についての件、第18号議案 平成21年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、第19号議案 平成21年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件、第20号議案 平成21年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、第21号議案 平成21年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、第22号議案 平成21年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び第23号議案 平成21年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案7件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本委員会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

審査の方法についてお諮りいたします。申し合わせのとおり第 17 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。また、第 18 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から第 23 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は歳入、歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括審議を行うことに決しました。

また、第 18 号議案 平成 21 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から第 23 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は歳入、歳出を一括して行うことに決しました。

なお、第 17 号議案 平成 21 年度嵐山町一般会計予算議定についての件から第 23 号議案 平成 21 年度嵐山町水道事業会計予算議定について

の件の7議案につきまして、総括質疑をする委員はあす3月5日の午後の再開までに委員長に届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会の傍聴の申し出がある場合は、原則許可したいと思いますが、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第17号の質疑

○藤野幹男委員長 それでは、第17号議案 平成21年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いをいたします。

なお、質疑がある委員は挙手により委員長の指名後、ページ数をおっしゃってから簡潔に、またはつきりとお願いをいたします。また、質疑の回数は1課局1回で3回までとしますので、ご了承願います。また、発言はマイクを通してお願いしたいと思いますので、質疑者、答弁者とも着席のまま発言をするようお願いいたします。マイクのスイッチは発言をする前に入れておき、発言が終わったら切ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時42分

再 開 午後 1時44分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

それではどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 質問させていただきます。

ページ数で17ページなのですが、個人の滞納繰り越し分が去年も随分あったように記憶するのですが、本年でも前年度から繰り越される徴収可能な税として968万ありますが、どのような理由か、または徴収方法として一般納付書がありますけれども、そのような関係もちょうと説明していただければというふうに思いますが、お願いします。

○藤野幹男委員長 中村副課長。

○中村 滋税務課収税担当副課長 お答えいたします。

まず、予算の滞納繰り越し分の積算の方法なのですが、まず20年度9月末現在ということで、そのときの滞納繰り越し分の調定額を基礎と

いたしまして、それに入って、その年に収入になるものを引きます。それから、欠損額を引きます。そして、滞納未済見込みという数字が出てきます。それに現年分の未納分ですか、その部分を足します。そして、その出た金額に収入歩合を掛けまして、968 万という数字になってきます。収入歩合につきましては 18%ということで、前年が過去3年間で平均というか、収入歩合が 19%だったので、21 年度につきましては 18%ということでちょっと1%ほど落とさせていただきましたが、そういうふうな形で計算をしまして、算出いたしました。徴収の方法ということだと思っておりますけれども、納付書による方法、それから口座振替による方法というこの2種類の方法で現在は.....失礼しました。滞納繰り越し分につきましては、口座引き落としはしていません。現年は、口座の振替は行っております。

以上です。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 口座振替の方で引き落としできないというのは、残高がないとか、そのようなことなのですか。

それと、徴収方法にも最近いろんなものが、例えば私が持っているところで嵐山外のところなんかで、全期前納でやっても割引するようなことはなくなりますのでというふうな通知が来たり、コンビニさんなんかでも納付ができるようなシステムをつくって、来年度から実行させていただきますというふうな話も聞きますが、徴収方法について変更を考えているようなことがあ

りましたら、差し支えない程度で説明していただければというふうに思います。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 ただいまのご質問ですけれども、口座の引き落としができない場合ということでございますが、これは現年分が納期限までに納税する場合、この場合口座引き落としが可能です。ですから、滞納繰り越し分についてはもう納期を過ぎておりますので、口座引き落としは不可能となります。

それから、前納割引等、現在はやっていないわけですが、コンビニ等の納付ができないか、検討したかということでございますが、これにつきましてコンビニで納付をしていただきますと、かなり県内でもそういった自治体はございますが、手数料がかなり高額な手数料を取られるもので、まだ真剣な検討にまでは嵐山町の場合至っておりません。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 コンビニの納付については一例として申し上げたわけなのですが、口座の場合で残高がなければ、そこで結局引き落としができなければ滞納になってしまうと。その後、多分督促は1度ぐらいはするのだというふうに思うのですが、回数は何回ぐらいまでやるのか、お聞きできればというふうに思います。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 口座引き落としができなかった場合、口座に残高がなかったというような場合は、早速督促状を、納税者の方に納付書を発付するわけです。それで、次の引き落としでその分の口座引き落としができませんので、おくれて口座に入金させていただいても引き落としできないということとで、次の納付は納付書で納付をしていただくということになります。したがって、まじめな方はすぐに納めて、口座引き落としの方に限っては、ほとんどの方が納付書を送ればすぐ納めていただけるような方が多いです。ですから、納付書で納めていただく。それでもなおかつ納付されない方については、再度今度催告書を送って、回数ですけれども、回数は時期を見て、何回でも督促状、催告書等は発送しております。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに質問は。

川口委員。

○川口浩史委員 16、17 の個人町民税、法人町民税なのですが、この減額の理由なのですけれども、昨年も減額になっていて、昨年の理由が団塊世代の大量退職だという理由だったのです。昨年が700万からの減額だったのです。今年も同じようなその理由というのを続けて言えると思うのですけれども、さらにこの景気悪化という状況の中で考えますと、この程度で済むのかなという感じがするのですけれども、どういう計算のもとで昨年と比較して800万程度で済む計算になったのか、お聞きいたします。

それから、法人町民税なのですが、これはどんと減額が大きくなっているわけですね。この景気状況を考えると、当然かなという感じもするのですけれども、中小企業の優遇策というのがあるわけですね、それは当然加味されているのでしょうか。トータルでの金額がおわかりでしたら伺いたいです。

それと、ただいまご質問のあった滞納の問題なのですが、個人の町民税の問題なのですが、悪質と見ている人の割合というのはどのくらい見ているか、おわかりでしたら伺いたいです。

それから、軽自動車の税金なのですが、数日前、軽自動車の売れ行きも昨年と比較して、同月で比較すると減ってきたという記事が載っていましたが、けれども、これだとプラスで見ているわけですね。果たして見方として間違いないのか、どういう見方をしている、見て、こういう計算になったのか、伺いたいです。

それと、たばこ税なのですが、昨年私も同じことを聞いたのですけれども、喫煙者が減ってきているという理由であったと思うのです。喫煙者の減り方、たばこをやめようという人は大体減ってしまったのかどうか、この減り方からしてどういう見方をしたのか、伺いたいです。

それとあと、還付金のところがありましたね。どこでした。

〔「84 ページ」と言う人あり〕

○川口浩史委員 これだけの金額になるという計算式をちょっと伺いたいです

思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 中西副課長。

○中西敏雄税務課課税担当副課長 それでは、お答えします。

まず、個人の住民税なのですが、先ほど川口委員さん言ったとおり、団塊の世代の退職者がふえてくるということと、この時点では、まだ予算を立てる時点ではこんなに景気が悪化するとは思わなかったもので、いずれにしても団塊の世代の関係と、あと人口が減るという形で、これは 800 万の減額を見ております。いずれにしても、今回今申告をしていますけれども、確かに中途の退職者がふえています。その後は、失業保険とかでみんな失業保険を支給されている方がこの申告で多くなっております。あとは、いずれにしても個人町民税については土地の譲渡、それと株の譲渡等は反映をしていません。だから、その分がどういうふうにも6月の課税の時期に土地の譲渡等が反映するか、まだそれがちょっとはっきりしないもので、まずいずれにしても土地等も余り異動がありませんので、その分がどの程度税がふえるかということになると思います。

それと、法人税ですけれども、法人税については、今この景気でかなり赤字決算をするところが多くなっていると思います。あと、法人税の算出方法は国税の法人税額、これがもとになります。国税の法人税額が課税標準になって、それに従業員数とか、それを掛けていくわけですが、いず

れにしても法人税額がもとになりますので、いずれにしても申告していただかないとわからない面もあるのですけれども、いずれにしても新聞等でも赤字決算がふえてくるということで、法人税は余り見込めないという形で予算を組みました。

それと、軽自動車ですが、軽自動車をプラスにしたのは、これも予算を組むときが11月の末現在あたりの軽自動車の台数を参考にしております。そのときは、かなり軽自動車が伸びていたのです。それで、普通車が売れないということで、軽自動車を買う人がふえるという形で見ていましたので、ふえるような形をとりました。

それと、たばこ税ですが、これもたばこ税もタスポですか、これがなかなか普及していないみたいなので、コンビニのほうはかなりの売れ行きがあるということで、そんなには減らないのではないかなということで、若干減らした額で見込んでおります。

あと、法人の還付金なのですけれども、これは昨年予定納税をして、今年、21年度に還付を受ける対象の会社が59社あります。それが1,200万予定納税しています。そのうち、100万以上の予定納税している会社が12社、これも.....失礼しました。先ほど言ったのは59社で、71社で4,300万、失礼しました。昨年予定納税をしている会社が71社で4,300万、そのうち100万以上予定納税しているのが12社で約3,100万です。ただ、全部が還付になるということはありませんけれども、こういう状況になっ

ていますので、まずふたをあけてみなくてはわからない。ただ、1,600万組んでいますけれども、それもちっと予備費の流用するのではないかなと考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それから最後に、滞納者の中で悪質な滞納者の割合ということですが、特に何人いて、何人が悪質だということは出しておりません。ただ、大口の方で悪質の方が何人か、特にいるということをごさいます。少ない方についてはそんなに悪質な方ではなくて、やっぱり大口の中で悪質な方が目立つということをごさいます。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。

たばこ税の関係で、喫煙者は大体減り切ったというふうに見ていいのか、その点はどういうふうに見ているのか、もしわかりましたらお答えいただきたいと思います。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 たばこ税につきましては、ほぼ昨年並みの数字が出ているわけですが、やはりやめていく人というのはなかなか予測できないわけです。したがって、前年に近い歳入を見込ませていただいたところであります。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかにある方どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私も個人町民税の見積もりは非常に甘い、多いのではないかなというふうに感じたのですけれども、これは見積もったときというのは、積算したときというのは 11 月末、個人町民税に関しても 11 月末ぐらいで、大体ですべての税額の見積もりというのは 11 月半ばから末にかけての予測という感じで考えたらいいかどうか。かなりいろいろこれから考えてみて、繰越金が後で入ってくるとしても、予備費が厳しいなと思って見ているのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○藤野幹男委員長 中西副課長。

○中西敏雄税務課課税担当副課長 お答えします。

この見積もりについては、課税状況といいまして、これが当初の課税状況があるのです。それがはっきりしているのが当初の課税状況をもとに、そこからもう当初という、それ以上はだんだんふえてこないで、町民税も途中から.....

〔「当初というのは」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課課税担当副課長 6月に当初課税というのあるのです。6月に納付書を出すのですけれども、そのときがほぼ大体確定の数字なのですけれども、そこでさっき言った譲渡は見込んでいないのですけれども、

そのところで譲渡の人とか、そういうのも出てくるのですけれども、そのところで給与所得者、営業所得者、農業所得者、あとその他の所得者という形で課税をしている人たちの税額が大体出てきます。納税義務者と。それをもとに、大体人口割とか、そういう形で積算をしています。もとは、当初の6月末の税額です。ただ、住民税がふえるというのは、特別徴収という給与天引きをしている人というのは6月から始まって、翌年の5月までの12回で払うのですけれども、翌年の4月と5月分というのは、その税額というのは翌年度の収入なのです。翌年度の収入になるので、退職者が多くなると、4月、5月分の税額が今度前の年の当初の税額になるわけです。だから、そういう面はふえてくるけれども、失業者がふえてくるという場合もありますよね。退職するわけですから。わからないですか。特別徴収というのが.....

「特別徴収のほうが多いのかな」と言う人あり]

○中西敏雄税務課課税担当副課長 ほとんど多いです。特別徴収が。それが、その人たちというのは年12回で給料から天引きするのです。6月から始まって、翌年の5月まで払うのですけれども、例えば21年度収入というのは6月から3月までの分が21年度収入なのです。税額を12回で割った10カ月分が。翌年の4月、5月分というのは22年度収入になってしまうのです。普通に勤めていれば、10カ月分が21年度収入、4月、5月分が22年度の収入になるのですけれども、退職すると納期が今度前に持っていくますの

で、その 22 年度収入が 21 年度収入に入ってきますので、その分というのはふえてきます、税額というのが、税收というのが。特別徴収という会社で給与天引きしている人は、もう税額が 10 カ月分は当該年度の、あとの2カ月分が前年度の収入になるので、退職者がふえてくると当該年度の収入が、税收がふえるという形になりますので、途中経過というのは、だから退職者がふえてくると、当該年度の収入がふえてくるということになります。だから、6月で、当初で、ある程度税額決まるのですけれども、特別徴収をしている人は対象者が、特別徴収をしている人たちが退職後はふえてくると、当該年度の収入もある程度はふえてくるという形になります。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 特別徴収の方と普通徴収の方と、割合としては今も昨年度と、20 年度と 21 年度との予測としては同じような感覚で計算されていてということでもいいのですか。

○藤野幹男委員長 中西副課長。

○中西敏雄税務課課税担当副課長 ほとんど変わらないと思います。ただ、退職者がふえてくるので、ある程度は収入が減ってきますので、税收については少し減ってくる形になると思います。ただ、下がかなり、就職して、若い人たちが今回も申告しているのですけれども、定職についている人というのが途中でやめた人が多いのです、申告に来る人が。だから、本当は若い人たちが定職についてくれば、また税收も上がってくると思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに何かありますか。

清水委員。

○清水正之委員 予定納税の昨年の実績は聞いたのですけれども、法人の1つは申告というのはいつごろされるのでしょうか。今多くの企業そのものが赤字決算になるのではないかと、先ほど言われたとおりなのですが、そうなってくると、今までは嵐山もそれほど予定納税されていた人に対する還付というのは、1件大きいのがありましたけれども、それほど件数としてはなかったように思うのですけれども、この状況の中で、先ほど言った71社のほうからも赤字決算が大分ふえるという話が先ほどありましたけれども、そういう部分では予定納税されている部分がいつ申告されるのか、その結果というのがいつごろ出てくるのでしょうか。これは、税収の問題からすると、非常に町政を運営する上では大変な部分になってくるのかなというふうに思うし、この不況の中で小さい企業も赤字決算ということになると、あるいは還付せざるを得ないということになってくるのでしょうか。その辺の見通しというのは、どういうふうに考えていますか。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 法人の決算、これは申告の時期ですけれども、これは各企業によって決算年度が、決算の時期がみんな違ってきます。

例えば12月31日の会社もあれば、3月31日もある。あるいは、9月30

日ですとか、各企業によって決算の時期が違ってまいります。やはり役所と同じように3月31日というところが多いような感じかもしれませんが、そのほかの決算時期の会社もかなりございまして、その決算の2カ月後が申告の確定する時期になります。

それと、予定納税ということですが、予定納税はそれの6カ月、半年分を前期の決算に従って予定納税をしてくるわけです。ですから、前期の決算が例えばかなり黒字だったと、プラスだったとします。そうすると、その半額を予定納税してくるわけですから、それでその年に仮に利益が減少すると還付が生ずるという、そういうことになってきます。

以上です。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、昨年決算によって、例えば昨年の収入によってその会社が決算をするということで、その決算によって前期分が払われると。そうすると、今の状況から考えると、前期分よりもやっぱり下半期の部分のほうの営業利益というのですか、それがかなり落ち込むという傾向になるのかなというふうに思うのですけれども、そうすると企業の還付そのものがふえてくるという考え方でよろしいのでしょうか。

○藤野幹男委員長 税務課長。

○富岡文雄税務課長 確かに昨年の途中、秋ごろですか、国の法人税の収入が40%減というような時期がございました。町は、当時もっとそれ以上

の50%減ぐらいの感じていたわけですがけれども、その後さらに景気が悪くなったということで、還付の金額、予算ですがけれども、もっと実際は欲しいところですがけれども、とにかく財政が厳しいもので、なかなか還付の予算も財政担当と協議をして、うちはもっとくれということだったのですがけれども、なかなか出どころがないものですから、この額で仕方なく予算計上させていただいた。ですから、今清水委員のご推察のように、今後さらに還付金がふえる可能性が出てくるということでもあります。

○藤野幹男委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 質問します。

そうすると、償却資産なのですがけれども、これは2,400万増ぐらいになっています。これは、1月31日で各企業から申告が大体出てくると思うのですがけれども、それはかたいものかどうか、それが1つと、それからあと85ページなのですがけれども、細部説明でもあったのですがけれども、電算の委託料として2,063万4,000円というのがあるのです。これは、公的年金の住民税を特別徴収するものだというふうに聞いているのですがけれども、町の一応特別徴収に該当する人数というのは、それはどのぐらいいらっしゃって、この2,063万4,000円というのが一般財源から出ていきますので、かなりの金額になると思うのですがけれども、どうしても行わなければならないものなのではないでしょうか。お尋ねします。

○藤野幹男委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 まず、最初の償却資産のプラスでございますけれども、これはやはり土地だとか家屋、これは土地の場合は皆さんご存じのように年々下落しているという状況でございます、やはり土地の固定資産の収入というのは増額が見込めない状況であります。それから、家屋につきましては3年に1度評価替えをしておりますので、新築の住宅がかなりふえないと、家屋の増額も見込めないということでございます。ところが、償却資産につきましては、各企業等が1月1日時点で申告をしてくまして、それを見てといいますか、この予算を計算する時点ではまだ1月1日以前の計算でしたものですから、前年の予測からして会社等も若干できておりますので、21年度は設備投資等も見込まれておりますので、2,400 万余りの増額を見込ませていただいたということでございます。

それから、85 ページの特別徴収の人数ですけれども、この人数については計算しておりません。以上です。

それから、もう一つ、1点、電子申告システム構築の委託料として、平成15 年度から普通交付税の徴税費に措置されております。

○藤野幹男委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時29分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、政策経営課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 35 ページのまちづくり交付金のところで496万円とあるのですけれども、防災施設整備ということで、こちらはどこの整備をされるのか、どのような計画でしたか、もう一度これ教えていただけますか。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

消防費の国庫補助金でまちづくり交付金に関係でございますが、これにつきましてはこの役場庁舎の給食調理場をつくる前側のところの防災拠点をつくりたいと思っております。あと、倉庫と、あと舗装したりとかというのをやっていくようになるかと思えます。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 18、19 で利子割交付金が昨年と同じわけですが、これは個人町民税等も減っている中で、これだけの金額が果たして来るのかなと思うのですが、大丈夫なのか、伺いたいと思います。

それと、次のページ、20、21 なのですが、自動車取得税交付金ですが、説明の中では買い控えがあるのだということで説明があったわけですが、それとといいますか、減免の影響もあるのだと思うのですが、どっちが大きいのか、減免の場合、それ幾らぐらいになっているのか、伺いたいと思います。

それと、次のページで地方交付税なのですが、1億4,000万円も減額になるということで、ちょっと驚いたのですが、政府のほうは1兆円増ということで盛んに言っているわけです。麻生総理もこのことを強調していたと思うのですが、どうして嵐山はこんなにも減額になってしまうのか、その計算の根拠といいますか、伺いたいと思います。

それと、その下の広域路線バスの負担金なのですが、昨年357万3,000円ということで、嵐山町とときがわ町の負担金をあるわけですね。今回若干上がっているのですが、負担割合を変えたということで理解してよろしいのでしょうか。支出のほうは金額同じですので、幾つにしたのか、負担割合を、そこを伺いたいと思います。

それと、26、27 で行政財産使用料で、図書館のミーティングルームの使用料が、これいつもなのですが、1件ということで36万出ているわけです。

ちょっとこのミーティングルームの使用状況というのはおわかりでしょうか。

〔「生涯学習」と言う人あり〕

○川口浩史委員 失礼しました。

それと、36、37 で県地方分権推進交付金というのが来ていまして、概要の説明では県からの権限を移譲された事務の経費に交付するものということで、さらに平成 19 年度の移譲率が 71.6%ということなのです。これは、昨年と同じことが書いてあるのですけれども、平成 20 年度の成果といえますか、移譲率がないのですが、これはわからないから、出さなかったのか、ちょっとその経過といえますか、20 年度おわかりなのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 では、答弁をお願いします。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、利子割交付金の関係ですけれども、これ前年と同じということですが、これについては交付税を計算する資料として県から来ますが、前年より若干伸びますよという指示が来ておりましたので、前年と同額にしてあります。落ちるものが、こういうものは基準財政収入額の中に全部入っていきますので、こういうものはかなり前年対比で落ちますよというのが自動車取得税交付金、こういうものはかなり落ちますよという、県から前年並みで見なさいよとか、それより低く抑えなさいというのが県からこういうの

については引きますので、県の指示に従って、前年と同じ額にしてください。

そして、21 ページの自動車取得税交付金につきましては、県のほうから市町村では前年の 6.20 で見なさいという指示が来ておりまして、これについては自動車取得税交付金の今度は減免の分のはまた今度国から新たに予算科目が設定されまして、違う科目で年度途中で増額補正になるかと思うのですが、800 万ぐらい、900 万落ちておりますけれども、これについてはまた違う国からの負担が出てくるかと思いますが、国から違うもので交付されてきます。自動車取得税の減免については、これについてはわかりません。取得税が合計額から市町村に配分されますので、それが減免されたとかというのは町ではわからない。大変申しわけないのですが。

次に、22 ページの地方交付税の関係でございますけれども、これにつきましては確かに国のほうから1兆円の増ということでございますけれども、ただ計算式の中に交付税は個別算定経費と包括経費とかと分かれているのですが、個別算定の通常分については3%減、それと包括算定経費についても3%減をなさいよと県から通知が来ておりまして、個別算定の通常分を計算しますと、前年に比較して3%で 6,500 万、包括経費で3%でいきますと 1,900 万の減、基準財政需要額がこれだけ落ちてきます。それとあとは、臨時財政対策債を今回3億 1,200 万になっております。前年に比較して 55.3%ふえております。基準財政需要額からこの個別と包括

の費用は落ちますけれども、それに臨時財政対策債分を3億1,200万動くわけですから、基準財政需要額が落ちてくるということになります。国が交付税をふやしたといっても、臨時財政対策債でうちのほうは1億円ふえてきたというふうにご理解いただきたい。ですから、交付税と臨時財政対策債を合わせると、前年に比較して5,000万ふえているということなのです。交付税は落ちて、ただ町の負担を将来求められる臨時財政対策債が1億円ふえていますよと。そうすると、交付税と臨時財政対策債を足しますと5,000万、前年に比較して伸びているということで、交付税の減のところについてはご理解いただけたと思います。

あと、バスの負担金の割合につきましては、昨年と変わっておりません。利用者の状況も申し上げたのですけれども、嵐山町の負担につきましては48%、ときがわ町の負担については52%で変わっておりません。ただ、これも最終的には運賃収入がどのくらい入ったかによって、また3月で若干の微調整はさせていただくようになるかと思っています。

地方分権の36、37ページの関係でございますけれども、19年度で71.6%でございました。20年度で65.8%、この率が下がった。分母が変わってきましたので、分権の件数がふえましたので、移譲分が下がってきたというものでございます。20年度は、障害者福祉の関係の手帳の再交付を町が地方分権で受けましたので、町で再交付ができるようになるというのが1件出ております。あとは変わっておりません。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。

ただ、利子割交付金、ちょっと心配です。個人町民税減っていますので、これに基づいて計算されるわけですので、昨年と同じというのはちょっと。

それで、地方交付税なのですが、22、23で、そうすると国が言っていた1兆円の増というのは臨時財政対策債、臨債も含めて1兆円増というふうにしたのだという理解でよろしいものなのですか。実際中身として計算すると大幅に減るのですよということなのでしょうか。

それと、ちょっと1点落としてしまったのですが、青少年健全育成補助金と駒王太鼓の補助金がなくなっているところがあったのですが.....

〔「何ページ」と言う人あり〕

○川口浩史委員 ちょっとページ数、今。昨年あったところが今度なくなっているのですよね。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○川口浩史委員 その理由ですが。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

利子割交付金につきましては、県のほうから実際には1.44倍で見なさいという指示が来ております。ただ、嵐山町は前年と同じ割合を見ておりま

す。

地方交付税につきましては、実質 3.8%減でございます。それに1億円を上乗せをしてあるということでございまして、今後地方交付税につきましてはまだうちのほうで見ていないものが1点ございまして、地域雇用創出推進費というのが出てきます。これについては、額が確定しましたら、また補正をさせていただきたいと思っております。これをなぜ今回しなかったかということでございますけれども、交付税につきましては4年間歳入割れを起こしております、今年5年目でございます。5年歳入割れをしますと、指導で総務省のほうに行かなくてはなりませんので、この雇用創出推進費についてはまだ見ておりません。

あと、駒王太鼓と青少年の健全育成の関係ですが、76 ページ、77 ページお願いいたします。昨年、駒王太鼓と映画につきましては、総務管理費の上から2つ目にコミュニティ推進事業がございまして、ここで予算計上させていただいてございました。これで、駒王太鼓につきましては単発でございまして、太鼓を買うために 250 万補助金をいただいたというものでございまして、1年で事業は終了したというものでございます。

あと、青少年健全育成につきましては雲の上の映画を上映を予定しておりましたけれども、学校との話がまとまらなかった点と補助の対象外になってしまったということで、本年度はこれを落としてあります。

以上でございます。

○藤野幹男委員長 ほかにありますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 何点か伺うのですけれども、これ基本的なこととちょっと恥ずかしいのだけれども、まちづくり交付金、何ページだったか、ちょっとページ書いていないのですけれども、自治体の考え方のとらえ方なのですからけれども、国土交通省の補助金だと思うのですけれども、農林水産業費補助金と土木費国庫補助金、消防費国庫補助金、教育費国庫補助金と分かれた形で歳入のほうに入ってきている、入れてあるのですけれども、その考え方について伺いたいと思うのです。国土交通省の補助金でもそういうふうに分けて入れるという形になってくるのかということなのですからけれども。

それと、73 ページになるのですが、アイプラザ管理事業なのですからけれども、今現在のアイプラザの管理事業というのは、私はコロニーに管理委託をしていて、そして委託料と使用料を相殺する形のものかなと思っているのですけれども、実際には指定管理者制度と同じような感覚で見てよいのかなというふうに考えているのですが、その点の考え方を伺いたいと思うのです。同じ形でこれやっていくのかなと思って。

それと次、219 ページになるのですけれども、これ先ほどの臨時財政対策債なのですが、21 年度の現在見込み高が 21 億 7,738 万 9,000 円になって、今年度が償還見込額が 8,507 万 6,000 円で、起債見込みが 3 億 1,260 万という形になってくるのですけれども、8,507 万 6,000 円のうち

に地方交付税に具体的に算入されている金額というのはどのぐらいになるのか。21億7,738万9,000円ですけれども、今後、臨時財政対策債はほとんど多分地方交付税に入ってくるという形で出されていると思うのですけれども、これ全額入ってきたということで見ていいのかどうかということなのですけれども。

それと次に、予算の参考資料なのですけれども、これは何ページと言ったらいいのかな。予算の参考資料の人件費なのですけれども、人件費の中に再任用職員と報償費というのは含まれるのかどうかと、それから物件費の中の人件費の総額というのは幾らになって、幾らぐらいになるのかということです。そうすると、今度人件費と物件費の中の人件費を合わせた総額というのは幾らになって、具体的な比率というのはどのぐらいになっていくのかというのがわからないと、実際の人件費というのは出てこないで、そこを伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 これは7ページのいい。7のこれで見ればいいのか。

○渋谷登美子委員 そうですね。7ページになります。ちょっと計算し損なったというか。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 まず、まちづくり交付金の関係ですけれども、当初最初は1本で歳入を受けていました。予算書を見ますと、性質別に分けて

計上したほうがいいと入っておりましたので、今年から分けてやらせていただいております。うちのほうも事業ごとですから、できれば分けたほうのが内容がわかっていいのかな。今まで1本でしたから、ちょっとどれが何の事業に行っていたというのわかりませんが、今度分けましたので、性質別に理解がいただけるかなということで、説明書に基づきまして直させていただきます。

あと、73 ページの関係の委託料の関係でございますけれども、これにつきましては町ではできれば施設使用料をいただければと思っているのですが、実際に今アイプラザで収益が 800 万ございます。それは売れた額です。ですから、品物、納品してもらった価格も入れて 800 万ぐらいあります。ただ、農産物直売所から来るものについてはその1割が手数料で入ってくるということで、今実際に入ってくる額がなかなか入った割には手に残りません。あそこは3人の職員が、臨時ですが、常駐してまして、年間 600 万ほどかかっています。ですから、できれば将来的には町のほうへ少しは入れていただきたいのですけれども、まだもう少し様子を見させていただきたいと思っておりますが、ただ喫茶コーナーなんかはかなり売り上げが出てきていますので、もう少したてば、額的にはそんなにいただけないでしょうけれども、数十万単位ではいただけるかな、こう思っております。あと、これやることによって、今まで町のほうで委託料 100 万円出していたものはここでなくなってきておりますので、実質的には今までよりはかかっている

ってきているということでございまして、もう少し様子を見ながら、また相談をしていければと考えております。

次に、219 ページの臨財債の関係でございすけれども、これについては理論償還で基準財政需要額に入ってきます。臨時財政対策債につきましては、100%元利で基準財政需要額に入ってきます。

あと、参考資料のほうの関係でございまして、人件費の中で嘱託職員については人件費で計上してございます。報償は、すべて物件費のほうに入っています。物件費の中に入っている賃金につきましては、21 年度で物件費が6億 8,621 万ございしますが、このうち 138 万 5,310 円入っております。20 年度と比較しますと、7,254 円ほど下がっております。ただ、今年の物件費の中に入っている臨時職員賃金につきましては、前にも当初予算のときにご説明申し上げましたとおり、緊急雇用の関係のシルバーに委託したりとかという雇用の臨時職員賃金、それと衆議院議員の選挙がございすので、その臨時職員賃金等が入って、今年は昨年比べて伸びてきております。ただ、人件費全体では 7,254 円、前年と比較して下がってきているというものでございます。失礼しました。先ほど 7,254 円の減と言ったのですけれども、これ 1,000 円単位だそうで、725 万 4,000 円の減、大変失礼しました。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 それでは、アイプラザの関係なのですからけれども、収益

が800万のうち、臨時職員を使っているというのは、これはコロニーのほうの臨時職員という形ですよね。使用料を取るというのは別に、今の段階ではしょうがないのだろうなと思うのですけれども、私がこれはほとんど指定管理者制度と同様の契約をしているような感じがしているのですけれども、そのようにとらえていいのかどうかということなのですが。

それともう一つ、臨時財政対策債なのですからけれども、これは基準財政需要額に全額入ってきているということで、全額返金額が入ってきているということではないですよね。基準財政需要額の計算の中に含まれているというだけの話ですよね。今までの考え方でいくと、全額入ってくるから、大丈夫なのだという感覚が私たち説明の中であったと思って、そのように考えていたのですけれども、基準財政需要額の中に入っているというだけのことですよね。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

アイプラザの指定管理者と同等かということでございますけれども、考え方によってはそうですし、そうでなく、それは指定管理者までまだちょっと、は言えないのかなと思っているのですけれども。

あと、臨財債については全部基準財政需要額には入っています。入っていますけれども、ほかのところの単位がどんどん下がっているから、全体とすると交付税下がってきていますけれども、そういう事業費補正と公債費は

全額丸々入っていますので、それは入るのは入るのですけれども、ほかのところで下がりますから、トータルでは下がってきてしまいますけれども、でも全部は、全額は入っています。

○藤野幹男委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 質問させていただきます。

44、45 なのですけれども、45 ページの上から3つ目に全国消費実態調査事務交付金という項目がございまして、家計の収支及び貯蓄、負債等の家計資産を総合的に調査し、国民生活の実態を明らかにするための調査事務ということなのですが、今までもこういう調査はあったのかということと、これはこちらで無作為にアンケート形式で頼むのか、実際このようなものができるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

全国消費実態調査につきましては、県のほうで抽出で嵐山町が今回当たったという、今までも当たっています。ですから、5年に1度ぐらいはきつと来るのかなと思うのですが、今年は川島の一部と志賀2区の一部で国勢調査の調査区単位に2カ所来ています。調査員さんが各家庭を訪問し、1カ月間のをつけていただいて、きょうは夕飯に何を食べましたよとかと全部書いていただくのです。あと、負債がどのぐらいありました、払いましたよとか、で

すから家計簿をつけていただくというふうにご理解いただければと思うのですが、9月から3カ月間を実施をする。各家計簿をつけていただいて、消費動向がわかってくる。これが全国のが集まって、全国の消費者の実態調査がそのうちこれが集計されて、発表されるということになると。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 非常に書きづらいと思うし、また調査する人もやりづらいというふうに思うのですが、国のほうの来た項目を自分ですべて記入していくというような形というふうにとったのですが、それでよろしいのでしょうか。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えいたします。

これについては、毎日毎日の生活の状況を記録しておいていただいて、表にまとめて、出していただくということになります。調査員さんがお伺いして、補正をしながら、あとお聞きして、落ちているところあればそれを補って、提出するということになります。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 やっぱ統計調査員の方がやるのですか。

○藤野幹男委員長 金井課長。

○金井三雄政策経営課長 はい、そうです。

○藤野幹男委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 地方交付税の関係なのですが、国の予算ですと1兆円の内訳として、地域雇用創出推進費が新たにできたということで5,000億円なのです。これは、先ほどありましたように、今後対応していくのだということなのなのですが、そのほかに地域活性化としての財源が一般経費として1,500億円、それから公立病院の財源措置の医療と少子化対策の充実ということで1,500億円、それから公債費の償還の見直しで2,000億円ということで、合わせて1兆円の交付税が増額になりますよということなのだと思うのですが、予算措置の中でどこに反映されているのかがよくわからないのですが、その辺わかったら教えてもらいたいと思います。

それから、今長島さんのお話で93ページなのですが、経済センサスの関係なのですが、産業や従業者規模の基本的構造に対する調査ということで、事業所、企業の活動状態ということなのですが、今経済そのものが非常にこういう状況の中で、臨時職員や派遣の人たちが首切りがされるという中で、嵐山町の中でもサトーラシが高齢者事業団の依頼、委託というのですか、それを中止をしたと、昭和機器も非常勤なのかな、派遣なのかね、を切ったという話も聞いているのですが、そういう実態調査というものがこの中でできるのでしょうか。この2点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、交付税の関係でございますけれども、5,000 万ほど増額になった、これがどこに入っているかということでございますが、交付税を計算する場合に基準財政需要額にはこういう項目がございます。個別算定経費、そして公債費、包括算定経費、これ大きく分けてこれで出てきます。その中に個別算定経費については、今までの通常の仕事の関係のが全部、学校教育だとか衛生とか、そういうものが個別算定経費の中へ入ってきます。そのほかに事業費補正ということで、起債の借りたやつで事業費補正のほうへ回る分と公債費に回る分とございます。公債費に回るのは、臨財債なんかは公債費に入ってきます。例えば公債費についての基準財政需要額が今年が、20 年度が2億 2,804 万 4,000 円、21 年度が2億 6,249 万円と、このように基準財政需要額の中に入ってきます。個別算定経費が一番多くて、25 億 2,236 万 7,000 円、そして 21 年度が 23 億 9,588 万 9,000 円、こういうものが積み上がっていきますと、基準財政需要額の総額が 21 年度が 32 億 7,937 万 6,000 円になります。それから、臨時財政対策債3億 1,260 万を引きますから、基準財政需要額が 29 億 6,677 万 6,000 円という、このような数字が出てきます。これについては1冊の本を積み上げていったものですから、この中で清水委員さんがおっしゃっているようなものが該当するとすれば、その中で積算をさせていく。ただし、今年の場合は、21 年度の場合は、うちのほうで一番心配しているのは、各全国の不交付団体

の自治体がほとんど交付税をいただくということになります。そうすると、交付税枠は変わらないのです。それで、例えば愛知県が360億ですか。今まで不交付団体だったです。ああいうところが360億の交付税が今度は行きますので、全体枠はふえたとしても嵐山に来るものはかなり落ちてくる、そんなにはふえないのだ。基本的には国が言っているように、包括経費のほう3%減にしないで、あと個別算定経費は3%落としないで来ているので、今見ている額よりかはふえることは間違いないと思います。ただ、うちのほうとすると、これが赤字にならないような、歳入不足にならない程度の本年度は予算編成をさせていただいてございます。

あと、経済センサスの関係でございしますが、これについては昔の事業所統計調査というのをご存じでしょうか。昔は、事業をやっていると全部調査していたのですけれども、これは名称が変わりまして、今度は経済センサスになったわけです。それで、その事業所の従業員は、活動は何をしているか、従業員は何人いるかというものがこれで調査をして、出てきますので、個々の調査票を比較すれば、どのくらいその事業所は下がったかなとわかるのでしょけれども、町のほうでは全体で把握はできますけれども、個々の把握はできないということになるかと思います。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 では、今後の話なのですが、地域雇用創出推進費については今年、来年という事業ですよ。そういう面では、とりあえず今回の

国の予算からすれば、雇用創出というものが大きなウエートを占めた予算になっているのだと思うのです。それは、地方交付税の中でも同じなのだと思うのですけれども、そういう面では福祉や教育に活用するというのがこの交付税の中身なのだと思うのですけれども、これの提出の時期というのは決められているのでしょうか。それが1点です。

それから、経済センサスの問題ですけれども、そうすると現状では個々の企業の状況、そういった職員の対応に対する対応についてはこの中ではできないということになるわけですね。そういう面では、今そうした働いている人たちの状況をつかむという面ではこの事業の中ではできないということで確認をしていいのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 地域雇用創出推進費の提出時期についてですけれども、これについては提出しなくてもよろしいかなと思います。交付税の中に積算されてくるかと思います。大体うちのほうでこれの試算しますと、4,400万円です。

それと、経済センサスでは、今の質問についてですけれども、ちょっとこれは調査ですから、そういうものについては出てこないと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 地域雇用創出推進費については、当面基金に積み立て

るのが望ましいというふうに言われているかと思うのですけれども、そういう中では事業内容によって交付金が決められるということではないのですね。それが確認しておきたい点です。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 これにつきましては、雇用失業情勢にかんがみ、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業に充てるということになっておりますので、工事関係とか、大体みんなほぼどれでも事業には充てられるかなと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかにありますか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、3点お尋ねさせていただきます。

ページ数でいきますと 69 ページになるかと思うのですけれども、町政モニターの関係なのですけれども、これはモニター制度を設立されて、あるいは町民のボックスという形でいろんなご意見等を町のほうで参考資料、参考にさせてもらうというような形もあるのかなというふうに思っています。このモニター制度ができてから、どういったことで町のほうに反映ができた部分があったのかなというのと、それから委員さんに関係することですけれども、これは何人で、どのくらい的人数がいらっしゃるのか、お願いします。

それと、75 ページなのですけれども、路線バスの関係になるのですが、

これはいろいろな町民のご意見等も町のほうへも上げてあるというふうにもお聞きして、町民から聞いていますけれども、見直しというような形が出てくるといようなお話、あるいはバスの大きさとか、いろんな広告料とか、いろんなことを見直していきたいというふうにここのところ去年も、今回は補正の関係のときもお尋ねしましたけれども、答弁とか、そんなふうなことがあったかなと思いますが、特に 21 年度は何か具体的に見直していくようなところがあるかないか、お尋ねさせていただきます。

それと、もう一点なのですけれども、77 ページになりますけれども、地域の活性化ということで非常に地域コミュニティ事業というものが盛んになってきて、これはお一人お一人がしっかりと地域を守っていきましようというような形が整いつつあるのかなというふうに思っています。そういった中では非常に大切な事業展開かなというふうにも思うのですけれども、全町の方たちにコミュニティづくりをやっていきたいというような方向性があるというふうに私は感じているのですけれども、今年度は幾つぐらいを、20 年度ももちろんありましたけれども、21 年度の事業につきましては何事業か地区が地域コミュニティ事業に取り組んでいけるのか、どのような指導していくのか、お尋ねをさせていただきます。

それと、交通安全の関係に、その下になりますけれども、駐輪場の関係なのですけれども、これは 100 万ちょっとの費用を借りて、駐輪場を.....

○藤野幹男委員長 ちょっと待ってください。駐輪場の関係は、総務課の管

轄になるらしいのですが。では、それはなしね。総務課のほうでやって。

○松本美子委員 わかりました。大変失礼しました。では、その3点で、すみません。お願いいたします。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。私のほうで町政モニターにつきましてお答えをさせていただきます。そして、路線バスと地域コミュニティについては中島副課長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、町政モニターにつきましては現在 12 名の方がおります。それで、どんなものに反映できたかということですが、町政モニターさんには障害者の方もいまして、駅の西口のところの横断歩道なんかのところを改良してくださいというのが言われまして、横断歩道のところをちょっと高目にするとう通ることができるかということで、そういうちょっと厚目にするのです。そうすると、足の感覚で通れますよということ、それとあとは階段のところに東武さんでシールみたいなのを全部張っていただいた、見たことあるかと思うのですが、あれも大変ありがたいということで、そういうものについて反映はできてきているかな。そのほか給食調理場のことなんかについてもいろいろ意見をいただきまして、それなりのことについては反映ができている点もあるかと思います。

○藤野幹男委員長 中島副課長。

○中島宏芳政策経営課政策経営担当副課長 お答えします。

私のほうからは、まず第2点目の 74、75 ページの広域路線バス運行事業の関係なのですが、ただいま私どものほうでは新年度に向かって、業者のほうと打ち合わせを行っております。内容につきましては、こちらからある程度の面を提示しているということで、あと町長の強いいろいろ考えもございまして、まず1点は新路線につきまして、利用客をどういうふうに、例えば企業をターゲットにしてとか、利用する方が多くなるような新路線の方向、それから乗りたくなるようなバスの方向、そういったものも今言った考えて1つやらなければならないという提示です。もう一個は、1つは別に1路線、ワンコインのバスということで町内を循環するバス、これを大体 10 時から3時ぐらいの一応買い物時期にそういったバスを、ワンコインですから、100 円、そういった形で、あとの差額の分は町が補助して、そういう形で町内を循環させたいと、1時間に1本ぐらいになってしまうかなと思うのですが、それで大体都市計画道路からバイパスにかけての町の中心の商店街、そういったところを回ったり、駅前を回ってきて、1周できるように、できれば東口、西口あたりに既存の路線が入りますので、例えば東口あたりから1周回って、1周回って終わる、終点になるような形の路線のほうも考えてまいりたいということで一応協議をして、こちらから提案して、ぜひ実施してもらいたいということで協議を進めている段階です。

それから、3点目の今度は地域コミュニティーの関係なのですが、今現在、76 ページ、77 ページ、委員さんの件数はというご質問なのですけ

れども、一応今年度に、21年度に関しましては継続の団体、今までの旧の団体として4団体を考えております。また、新制度、ちょっと制度を変えまして、新制度のもとで前回から、今回2年目に、前回は20年度に申し込みをして、2年目になる団体、それが13団体、それからあと残りの今度は5団体程度また新しく、例えば今までの旧制度のもとで実施していた団体等を想定いたしまして、新制度のもとで大体5団体ぐらい申請があるのかなという形で予算計上をしているところでございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 松本委員。

○松本美子委員 モニターの関係なのですから、これは会議等が委員さんがいるということになりますと、年に何回かというような形での会議等も行つての提言というようなものがある程度先ほど答弁していただきました中で何点か、障害者の関係のほうからこういうものが出ましたよというようなお話のようでしたけれども、会議等の関係はどうか。それから、検討委員の方の中からもどのようなご意見が、余りなかったのでしょうか。ありましたら、すみません。

それから、バスの関係になるのですけれども、いろいろお考えになつていただいているようですけれども、現在の路線バスで運行しているところで停留所がかなり遠いというようなお話、それは細かく路線等がありませんので、どうしてもそういう遠い方も出てくるのかなというふうには思っているのです

けれども、この辺のところで区のほうからの要望とか何か、そういうものも出ているというふうにも伺っていますけれども、どのくらいの割合で見直しといえましょうか、ふやすといえましょうか、そういうようなお考えがあるのでしょうか。

それから、新しい施策になるのでしょうか。これワンコインと買い物ツアーではないですけれども、買い物用のというようなお話でしたけれども、これは駅の周辺のみなのですか。ちょっと今答弁が、全町を動いてもらえるというようなことで理解してよろしいのでしょうか。動いてもらうバスそのものがやはり町場の中の方たちはまあまあそれなりに身近にもお店等もありますから、何とかなるかなという部分が結構あるのですけれども、農村部のほうの方たちが、特に私農村部ですから、そういうお話を聞きますので、これが町の中心だけだったのならば、もう少し範囲を広げられるのかな、だめなのかな、その辺をちょっと、新しいことのようにですから、伺いをさせていただければというふうに思っています。

それと、地域コミュニティの関係ですけれども、13 団体が前年度までで、20 年度までだったというふうなことは承知しておりますけれども、この内容的なものの事業的なものは、どこの団体もそんなに変わらないような事業計画のもとに行っていらっしゃるということでよろしいでしょうか、そういう理解で。それと、新しく5団体程度ふえる、今年度出てくるのではないかというのは、特に呼びかけというか、何かそういったものも新しくやっているのか、

あるいはそういう呼びかけするようであればどういう場所で、これは区単位か、あるいは区長さんでなく、それ以外の方たちが中心になって、会長さんというのでしょうか、なってというような部分もかなり多いようですから、どんなふうな呼びかけをしているのか、お願いいたします。

以上です。

○藤野幹男委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 町政モニターの関係についてお答えします。

町政モニターにつきましては、モニター通信というのを文書が書けるように、あと封筒とそれに切手を張ったものを持っていていただいております。何かあれば、モニター通信で役場のほうへ送っていただけるようになっております。そのほか会議を年に1回ないしは2回開いております。内容的にはどんなものが出たかということですけれども、まず下水の事前調査、下水工事をやるときの家屋調査、事前にひびが入るか入らないかと事前調査があるのですけれども、その調査の仕方についての質問、それとあとヤオコー裏の通りが危険だということで交通対策をしてほしいというのも出ております。あと、B&Gのほうに遊具を置いて、子供が遊べるようにしていただけないかとか、ですから南部のほうの方で公園がないので、あちらを公園の機能として使えないかというふうな質問も出ておりました。あと、道路等でのドライバーさんへの意識啓発ももう少しやっていただけないかというのもありました。あと、明星の前のところの通学路について、これは通学路についての

いろいろなご意見等もお話を聞いております。大体このようなことが今年のモニター会議では皆さんから意見をいただいたのはこういうようなものでございました。

以上です。あとは副課長のほうで。

○藤野幹男委員長 中島副課長。

○中島宏芳政策経営課政策経営担当副課長 それでは、ご質問でございます。

まず、広域路線バスの関係ですけれども、ちょっと私の説明に誤解があった点があった、申しわけなかったと思います。まず、1点目、最初に現在の停留所が遠いということで、その数をふやしたり位置の変更ということを考えるかということなのですが、要望とか、停留所は今のところちょっとふやす考え方はないです。位置をずらすとか、そういうことは現に最近でも1カ所ありましたし、その場に応じて、その事情において、変更等にはご相談に乗っていきたいと考えております。

今ちょっとご質問で誤解を招いたかもしれないということなのですが、ワンコインのバスの関係なのですが、これはあくまで試運転ということで21年度、1回そういった形でやってみて、それがあ程度需要があって、要するに軌道に乗れば、その後も継続していきたいということを考えております。範囲としては町なかを一応そういう形でバスを通してみるということで、それをどうにか立ち上げてみたいということで事業的なものは考えて

おります。

その次の3点目の地域コミュニティの話なのですが、内容といたしましては各地区大体、いろいろ大体、ちょっと今一覧表を見ますと、敬老会とか芸能関係といえますか、そういうものとか、花いっぱい運動、それからグラウンドゴルフ、防災訓練、あと防犯パトロール等、そういったものが大体中心のようでございます。今働きかけの問題でございまして、この団体はあくまで区とは別な団体という考え方でございますので、働きかけのほうは区長会、そういったところでご説明をして、区長さんのほうから区の中でそういったものを立ち上げる形でお話ししてもらっていただきたいということで一応働きかけているというのが現状でございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 松本委員。

○松本美子委員 すみませんけれども、ではもう一回、すみません。最後ですから、お尋ねします。

ワンコインのバスの関係、1回なのですか。1回というのは1年という意味ではなくて、1回、ほんの試運転関係で1度という意味なのでしょうか。ごめんなさい。ちょっと理解が私にもちょっとできないというか、申しわけないので、町の中心を1度という意味でしょうか、それともそれを、すみません。そこでよろしいでしょうか。お願いします。

○藤野幹男委員長 答弁をお願いします。

中島副課長。

○中島宏芳政策経営課政策経営担当副課長 すみません。なかなか説明のほううまくできませんで、申しわけございません。具体的に申しますと、これはあくまでときがわさんとの協議も伴うものですので、今後ときがわ町さんとも協議を重ねて、それからいろいろ協議を重ねた上で、その具体的な軌道に乗せていくということで、またそれが軌道に乗った場合には、実際に話がまとまって、出た場合には、きっと3カ月ぐらい申請から許可がおりるのにかかるそうなので、実際には下半期が始まる10月ごろからになるかなと。1回ということではなくて、10月から稼働させてみて、21年度が終わった段階なのか、1年たった段階なのかではないですけども、それをまた実績を見て、それである程度の効果が得られれば、その後もずっと継続していきたいという考え方です。1回の単発で1周、1回回すということではなくて、立ち上げて1回、それには許可をもらって、路線の許可をもらいますので、それから大体上半期ぐらいからにスケジュール的にはなる。あくまでときがわ町さんのほうは相手のことでありますので、そういった形で進んでいくという形になると思います。大変すみませんでした。

○藤野幹男委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 では、質疑がないようですので、政策経営課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時44分

○藤野幹男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 何点かご質問します。

まず、33 ページに国民投票システム導入費交付金ということで 428 万 4,000 円が入っておりますけれども、これはこの間の説明では 21 年、22 年度で構築するのだというお話でしたけれども、2010 年の5月 18 日に施行になることだと思うのですが、いつ、これは予算のほう、こちらのほう、歳出のほうを見ても載っていなかったのですけれども、今年は、今年度はやらないのでしょうか。

次に、71 ページの自動車借り上げ料が 529 万 1,000 円ということでございますが、こちらは何台分の、そのうちハイブリッド車は何台あるのか、教えてください。

そして、79 ページに防犯対策事業 329 万 3,000 円がございますが、この事業内容を教えていただきたいと思います。

それと、その同じページに防犯等対策緊急雇用創出事業委託料 111 万 4,000 円がございますが、こちらはシルバーに委託をして行っているということでしたが、主にこれは何にかかる費用なのか、教えてください。

それと、81 ページの迷惑相談員報酬 216 万円とありますが、こちらの人数と、あともし勤務時間とかありましたら教えてください。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

33 ページのこれ歳入でございすけれども、国民投票システムの導入費の交付金、委員さんお尋ねいただきましたように、19 年の5月 18 日に日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票法ですけれども、公布をされまして、22 年の5月 18 日から施行すると、これに間に合うように 21 年度、22 年度の2カ年でシステムを構築をする、そのための補助金でございす。補助率は十分の 10。これの歳出でございすけれども、88 ページ、選挙管理委員会事務事業、この中の委託料、それから機械使用料及び賃借料、それから備品購入費、このところにその経費が入っております。細かくは申し上げませんが、今年十分の 10 の補助金を使って、65%の部分まで仕事を進めると、残りの 35%につきましては 22 年度に仕事を進めるという内容でございす。

それから、71 ページですね。車の台数ですね。平成 21 年の4月1日現

在、この台数は40台でございます。リースも含めてということでございます。これを新年度2台増加をさせるというふうに考えております。それから、ハイブリッド車につきましては、いわゆるプリウスとか、そういう類のものですけれども、1台ということでございます。現在の保有台数は1台ということでございます。

それから、79ページ、防犯の事務事業、防犯対策事業ですね。この中身でございますけれども、これは区長さん、それからPTAの皆さん、その他ボランティアの方々と町とがいろんな防犯事業、防犯対策事業を行っております。青色のパトカーでの町内の巡回、パトロールセンターでの菅谷小学校の子供たちの見守り、あるいはナイトパトロール、その他さまざまな地域において区長さんを中心にやっていただいている。そういった事業を進めるためのジャンパーや帽子の資機材の購入ですとか、そこでボランティアをしていただく方のボランティア保険の経費ですとか、そういったものがこの中に計上してございます。

それから、委託事業の関係です。これ委託料といたしまして111万4,000円、これは緊急雇用対策事業、この事業は、ご承知だと思いますけれども、雇用不安に対する地方自治体の取り組みになるわけですが、国から十分の10の補助金をいただきまして、この総務課においても交通安全、防災、防犯、この事業を緊急雇用で対応しようというふうなことで、ここに計上させていただきました。内容は、今青色パトカーでございます。週に2回

PTAの方、週1回区長さん、町の職員が乗っていただきまして、巡回するわけですが、このほかにシルバー人材センターにお願いをいたしまして、パトカーを町内を巡回をしていただくという日を設けました。パトカーで巡回するだけではなくて、交通安全標識あるいは看板等の点検をしていただいたり、あるいは道路の横断歩道ですとか区画線、白い線とか黄色い線、これらの点検をしていただいたり、あるいは防火水槽や消火栓の図面が町にございます。これが正しくその位置に図面が落としてあるか、その点検をしていただいたり、あるいは駐輪場の、今町でやっていますけれども、朝、一番利用が多い朝の時間帯にそこに出ていただきまして、きちっと自転車の、盗難が非常に多いというふうなことでございまして、その対策として駐輪場の利用者の方に注意を呼びかけたり、自転車の管理をしていただいたり、さまざまなことが考えられるわけですが、今申し上げたような内容でシルバー人材センターに2人お願いをいたしまして、その事業を半年間、6月から半年間実施をしたいというものです。

それから、迷惑相談員の人数でございまして、人数は総務課に1人配置をしていただいております。警察官のOBの方ということで配置がされております。勤務時間につきましては、月曜から水曜まで、毎週3日間ということで勤務をしていただいております。

以上です。

○藤野幹男委員長 畠山委員。

○**畠山美幸委員** ありがとうございます。

それで、もう一度質問したいのですけれども、自動車の公用車の関係ですが、40 台今ありますということで、その中でも老朽化というか、してきているものとか、買いかえるもの、リースにまた変えるものとか、何台ぐらいあるのか教えていただきたいのと、あと先ほどの 79 ページのシルバーの関係ですが、やはりちょっとシルバーさんのお仕事も少しずつ減っているというお話もありまして、私も駐輪場のことは何か朝やっぱ忙しい時間帯に子供たちが駐輪場に自転車を置こうとすると、わざと倒していく方もいるようで、朝忙しい時間にぎりぎりです電車で乗ろうと思うときに自転車がとめにくいということも声もあつたものですから、これは本当に助かる事業だなと思いました。これは、だからよかったと思います。

では、それだけまた教えてください。

○**藤野幹男委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** 公用車の更新の考え方なのですけれども、以前は例えば7年ですとか、7年が一応の年数、あるいは距離数については例えば10 万キロですとか、そういった基準があつたこともございました。しかし、車の性能が向上していること、それから車を更新をする予算が非常に厳しいこと、そしてそれも含めてリースに切りかわっていくような形になるわけですが、そんなこともございまして、なかなか古い車、町長の車、庁用車が16 年も乗つたという、そこをお考えいただいても非常に我慢して乗っている

というふうな状況です。今一番古いのが平成7年の3月の登録ということで
すから、丸14年たつというふうな状況でございまして、そのほか平成8年の
登録のものもございます。車を更新したくても、なかなか更新ができていな
いというふうな状況にございます。

シルバーについてはよろしいですね。

以上です。

○藤野幹男委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 今大変本当に無理をして乗っていらっしゃるのだなという
のはわかったのですが、何か今回ホンダからもハイブリッド車が出た
ということで、どんどん世の中が移行している傾向にあるので、ちょっとリー
ス車がハイブリッド車があるのかどうなのか、私はちょっと存じ上げないので
すけれども、今後、平成7年、8年のものがあるとするならば、そういうもの
にリースで切りかえるとか、買うのは大変でしょうけれども、ホンダの今回出
たインサイトとかというものは大分低価格にもなっていると聞きますので、や
はりそういう方法へ移行していく、ハイブリッド車のほうへ移行していくという
お考えはいかがでしょうか。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 今畠山委員さんからご提案のあったような方向で町
の、すぐすぐ実現ができるかどうかは別にいたしましても、方向としては環境
に配慮した車両への入れかえということで考えていきたいと思っています。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 154 ページから 159 ページ、防災費の関係を3点ほど質問します。

まず、嵐山消防団2分団1部に新しい車両が入ると思いますけれども、いつごろ、どのような機種で、能力、わかったら教えてもらいたいと思います。

次には、昨年消火栓設置工事ということで根岸に1件入りましたけれども、今回要望がなかったのか、また町のほうの考え方で予算に上げていないのかどうか。

また次に、自主防災の関係なのだと思いますけれども、これどこの地域で、世帯数はどのぐらいの規模なのか、教えてもらいたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 それでは最初に、消防車の更新の関係でございますけれども、非常備消防の負担金として計上させていただいております。この車両につきましては、昨年の10月の末に消防審議会が開催をされまして、ここから答申をいただき、その答申に基づいた車両というふうなことでござっております。更新の時期につきましては、本年の10月というふうに予定をしております。現在の車両が平成3年の10月の登録でございまして、18年を経

過をするというふうなことでございまして、その前に車は準備をし、この時期に配備をするというふうなことで考えております。車の能力でございまして、水槽付きのポンプ車でございまして、水槽の容量は900リットル、それからこれを積むことによって、車両重量が5トンを超えるというふうなこともございます。その他の内容につきましては、一般的な艀装で入ってくるというふうなことでございます。

それから、消火栓の考え方でございまして、以前は消火栓を1基ないし、予算の枠として、各地区から要望があったときにつけられるような予算を編成したこともございまして、今はなかなか予算が非常に厳しい状況にございまして、要望が出た時点で補正でお願いをするというふうな形になっております。当初予算に新しい消火栓の設置についての予算はございません。

それから、自主防災組織でございまして、次の推進を考えておりますのは南部地区でございまして、菅谷の地区はちょっと範囲も広い、それから市街地を抱えているので、いろいろ消防の車の台数と地区のエリアの広さとか、いろいろ課題がございまして、十分区長会等で練っていただかないと、なかなか自主防災組織の範囲をどうするかということも難しいこともございまして、新年度は南部地区、鎌形、大蔵、根岸、将軍沢で1つの自主防災組織をお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 ありがとうございます。

先ほどの2分団1部の車両ですか、団員の要望もあったと思うのですけれども、大体団員の要望どおりの車両が入ったと思うのですけれども、そう信じていいのでしょうかということと、あと自主防災の考え方なのですから、その規模ですか、規模というのはちょっと私が調べたところ、住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模がいいということと地理的状况ですか、生活環境から見て、住民の日常生活の範囲として一体性を有する規模であることということで、その辺を私のほうで調べたところ、18年の4月1日、全国平均で調べると、284世帯というのが平均なのです。とても大きい規模にするよりか、やっぱり地域でこういうふうにしたほうがやっぱり連帯感もできるし、コミュニティーも図れるのではないかなと思っております。これからつくっていく上に、とても大きいのではなくて、小さいところもいいと思いますが、それがまとまりながら1つの組織にしていってほしいのではないかなと私は思っています。これ要望なのですから。

では、ちょっと先ほどの消防車両のことだけお願いします。

○藤野幹男委員長 では、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 先ほど消防審議会での審議のお話をさせていただいたわけですが、団員から要望いただきました内容につきましては、町はそのとおり、答申も要望どおりでございましたし、町もその答申に沿って予

算をさせていただいております。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 71 ページの先ほどの庁用車の関係なのですが、2台ふえるというお答えだったのですけれども、需用費が昨年と比較して減っているわけです。これはどういうことなのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

それから、79 ページの人権対策の関係で、平成 20 年度で同和地区の税の減免をやめるということでおっしゃられていたわけですが、21 年度からこれはなくなったということによろしいのでしょうか。

それから、その下の入札の関係なのですが、今度電子入札になるということで、これ各入札を希望する事業所はほとんどの理解ができているのか、それを先に伺います。

それと、87 ページの国民投票、これ 87 ページと 88 ページで、9 ページで説明したのですね。国民投票の関係ですが、憲法改正しようということでこれをやるのですから、私などは余り賛成できないのですが、ただ内容的には 18 歳以上の人ということでやっていくわけですね。そこで出た結果というのは大変大きなものがありますので、やる、反対ですが、やる以上は、18 歳以上ですから、きちんとした、まだわかっていないと

思うのです。18 歳以上でなっているのは。その周知の状況、憲法というものもわかっているのかということでは、なかなか一般的にはそうではないと思うのです。そういう何かわかりやすいものを提供していく必要があると思うのですけれども、その辺のお考えはあるのか、伺いたいと思います。

それから、89 ページの今度衆議院選挙があるわけですが、期日前投票の関係で、町長選挙のときには予算が5万 3,000 円だったのが今度 17 万 5,000 円と、金額的にはなぜこんなに必要なのか、どこが違うのかということです。それと、期日前というのは大体1日平均どのぐらいの人数が来ているのか、伺わせていただきたいと思います。

それと、その一番下の機械器具の購入費ですが、これは何を購入する予定なのでしょうか。

それと、159 ページの防災施設の整備事業の関係なのですが、これはどのぐらいの大きさのものを、また内容的なものを、量的なものというのですか、施設の大きさと中身と伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、公用車の管理事業につきまして最初にお答えをさせていただきます。

お尋ねは、需用費が減っているけれども、台数がふえていると、これはどういうことかということでございますけれども、需用費の中の消耗品につま

しては昨年に比べて5万 4,000 円削減になっております。それから、修繕料は 96 万円削減になっております。それから、保険料が 29 万 5,000 円、こういうふうな形で、それから重量税が 14 万円減額になっております。この主な理由でございますけれども、これ町が保有している車の車検に係る費用が主なものでございまして、去年は 11 台車検を行いました。新年度は、8 台というふうな予定になっております。それから、もう一つ、修繕や何かで理由がございまして、幼稚園バス、幼稚園バスについては修繕、かなり古かったものですから、かかったわけですが、これがリースに切りかわると。それから、第1庁用車もこれも修繕かなりかかっておりました。これが新しい車に切りかわると、そんなこともございまして、修繕料は大きく減っております。

それから、79 ページの人権の関係の税の減免でございますけれども、委員さんご質問にございましたとおり、税の減免につきましては 20 年度をもって終了ということで、21 年度はございません。

それから、入札関係でございますけれども、契約制度の入札制度の改革につきましては現在取り組んで、大きく変わるのは 21 年度からというふうなことでございますけれども、特に町内業者の方がこういった変わる事、電子入札等に対応ができるのかというお尋ねでよろしいでしょうか。このことにつきましては、去年に2回、商工会にお願いをいたしまして、そこに町の職員が行きまして、説明会を実施をいたしました。それで、電子入札、大ざっぱ

に申し上げますと電子入札に参加を 21 年度から嵐山町はするわけですが、とりあえず工事請負、建設事業ですね、工事請負の関係だけ参加をします。それで、電子入札に、特に町内業者の方でなれない方については、これ電子入札ではない方法でも、例えば競争入札参加の申請書というのを県に出していただくわけなのですけれども、それを町で特別に受け付けをして、実施をしたりしております。それから、21 年度は完全に電子入札に移行するわけではなくて、その準備のことを事務は進めていきます。試行という形で、何件か試行でもってやってみますけれども、完全移行するのはその先ということでございます。

それから、国民投票の関係でございますけれども、22 年からということございまして、それに備えるためのシステム等を整備するわけです。町民への周知ですけれども、広報を通じて1度町でも実施をいたしました。これ委員さんご案内のとおり、これ全国的な問題でございまして、当然政府としてもいろんな形で周知をすることも考えているのではないかというふうに思っております。我々も関心を持ちながら、できるだけ町民の方にわかりやすい形で周知が行えたら、今後も研究をしていきたいというふうに考えております。

それから、衆議院の関係につきましては、副課長のほうから後ほど申し上げさせていただきたいと思います。

防災施設の整備事業です。防災施設の整備事業につきましては、この

役場の前とか西側を中心に防災広場を整備をするというのがございます。
これにつきましては、一応面積的には約 9,000 平方メートル、それからこの役場ができることによって南北が分断をされているような形、町道が南と北を通っていたものがこの役所ができることによって分断をされているような形になっておりまして、これ役所をつくるときからの地元との約束というふうなこともございますし、給食センターへの進入路にもなる道路でございますけれども、その道路が約 270 メートル、それと防災倉庫、100 平方メートルのこの3点の事業を考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 私のほうからは、衆議院選挙の関係をお答えさせていただきます。

期日前投票の業務委託料につきましては 17 万 5,000 円ということで今回計上させていただきましたけれども、今回は期日前投票のできる期間が 11 日間ということで、前回の町長選につきましては4日間ということで、この差が大きな金額の差というふうになっております。

それから、期日前投票に来る方の人数なのですけれども、詳しいちょっと資料のほうがなくてなのですが、概算で 12～13%程度ではないかというふうに思っております。

それから、18 番の備品購入費なのですけれども、今回 26 万円で計上さ

せてございますこの内容ですけれども、ファクスと開票台を予定しております。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 いろいろわかりました。

選挙の関係で、11日間、4日間と11日、それにしてもちょっと金額が違い過ぎるのではないかなと思うのです。4日の倍にして、3倍にしたって、3倍でちょうどいいくらい。3倍でもまだ足りない。3倍しても、3倍ないですから。いかなものかなというふうに思わざるを得ないのですけれども、何も言えないでしょうから、いいですけれども。

それで、期日前投票の関係なのですが、1日何人くらいかということでちょっとお聞きしたのですけれども、もしわかりでしたら。

それと、機械器具、ファクス、開票台、これは今まで使っていたのが調子悪いので、購入するのか、伺いたいと思います。

それと、防災の関係なのですが、倉庫、100平米、余り大きくないのだなと思うのですが、大体町民の例えば毛布だとか、食料品だとか、食料だとか、ある程度備蓄しなければいけないと思うのですけれども、基準にこれで合うのかなと思うのですけれども、その辺はいかなのでしょうか。

○藤野幹男委員長 では、岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 先ほどの期日前投票の関係なのですけれども、1日当たり1人ないし2人というふうな形になっておりまして、

ちょっと私のほうのもう少し細かい説明をすればよかったのですが、今回の衆議院選につきましては小選挙区、それから比例区、国民審査等がございますので、今までの町長選と違いまして、内容的にちょっと複雑になってまいりますので、人数的にも多くなっております。

それから、ファクスについてなのですが、総務課のファクスのほうを使っているのですが、大分老朽化をしております、写しのほうがきれいに出てこないというふうな形でして、この機会に新しいものにかえさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 備蓄倉庫、災害用の倉庫につきましては100平方メートルを考えておるわけですが、川島町にございます県の防災倉庫等も見たのですが、町と比較すると余り参考にもならなかったのですが、ちょっと内部でも協議をいたしまして、真ん中に車が入れて、両わきに備蓄品があるような大体イメージ、積み込んで、すぐ出られると、そういうふうなことを考えたときに、間口が車が大体2メートル70、その両わきが135から180ぐらいかなという、その両わきが、そうすると昔の何間とかと言ってはうまくないのですが、3間から3間半というふうなことでして、その大体10間、30坪から35坪ぐらいということになると大体100平方メートルぐらいかなということで、面積は一応そういうふうに想定をいたしまし

た。

それから、備蓄品の関係でございますけれども、現在の町の地域防災計画では避難人数、避難者の数が非常に小さいわけです。委員さんのご案内のとおりでございますけれども。それで、現在例えば食料ですと800食用意してございます。そのほかの備蓄しなければならない、計画上備蓄しなければならないものもかなり衣類からございます。医薬品。でも、それもなかなか予算の関係で備蓄できておりません。これが現実です。これが新しい深谷断層の地震想定によりまして、4,106人避難民が出るというふうになったわけです。これの1日分が町が備蓄をし、1日分は住民が備蓄をし、1日分は県が備蓄をするというふうな約束になっております、これは計画上の。そうしますと、4,106人の3食ですから、1日ということになりますと、1万2,000食が必要になってくると。食料だけでもこのように大きな今の乖離があるわけです。現在備蓄しているものとしなければならない量で。そんなこともございますし、食料だけではないと今お話をさせていただいたのですが、そういう状況にもございます。これを計画的に必要なものから町のほうでは予算の許す範囲で備蓄をしていきたいということでございまして、必ずしも方程式どおりにはなかなかいかないものですから、ぜひその辺でご理解いただければありがたいと思います。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 期日前投票なのですが、1日1人か2人ということで、必

要なこととしてこういう法律が通っているわけですがけれども、1人か、私がこんなことを言うとまずいのですけれども.....

〔何事か言う人あり〕

○藤野幹男委員長 もう一度、では岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 事務従事者の人数というのではなくて、大変失礼しました。

〔「来庁者」と言う人あり〕

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 ちょっと人数的にははっきりした数字を持っていないのですけれども、12%ないし13%ぐらいの人が事前に見えるのではないかと、それを1日当たりということでしょうか。ちょっと波がありまして.....期日前の初めのころというのは本当に少ない人数でして、20～30人というような感じでスタートするわけですがけれども、本当に直前になりますと、前日の土曜日とかというふうになりますと、200人とか300人というふうな形になっております。平均をしますと30人から40人、50人というふうな、そのくらいではないかなというふうに思っております。

○藤野幹男委員長 川口委員。

○川口浩史委員 20人から来ていると、やめるようにというのは。ただ、もっと小さな村ですと、これ新聞の投書に載っていましたがけれども、来ないときもあるというような村もあるわけです。だけれども、立会人は置かなければならないと。今の法を改正して、町にその辺、自由裁量でやっていってほし

いというようなことが投書が載っていましたがけれども、嵐山でこれ、間隔をあけるとか何かやっていってもいいのかなという感じは、ちょっと私も研究したいと思うのですけれども、町長にそれを要請しようと思ったのですが、とりあえず控えて。とりあえず。

○藤野幹男委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 では、65 ページの社会保険料になりますけれども、非常勤職員で社会保険対応の職員と雇用保険対応の職員と労災対応の職員と、それぞれ大体これで予算の計上の人数というのをいただきたいと思うのですけれども。

それから、80 ページになるのですが、菅谷出張所管理事業ですけれども.....

〔「これは町民課」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 町民課になる。ごめんなさい。ちょっと待って。でも、これは町民課になったとしても、今度あれなのだよ。菅谷出張所管理事業、ごめんなさい。そしたら、これはあれだね。

○藤野幹男委員長 では、これは後で。バツですね。

○渋谷登美子委員 ちょっと待ってください。53 ページは、シルバーと社会福祉協議会の諸収入は 100 万 2,000 円と思ったのだけれども。これも総務課になっています。

〔「これは総務課です」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員　そうですね。菅谷出張所の管理事業が全体的にランニングコストが 389 万 6,000 円になるのですね。人件費とか、菅谷出張所管理にかかわる事業以外のランニングコストが 389 万 6,000 円になって、それでシルバーの社会福祉協議会の諸収入というの 100 万 2,000 円になっているのです。ほかのを合わせると、商工会とかライオンズクラブを合わせると、歳入で入ってくる菅谷出張所関連の費用というのは全部で 142 万 4,000 円なのです。それは 36%分なのです、菅谷出張所のいわゆるランニングコストで。このシルバーと社会福祉協議会の金額というのは、どのようにして算出していくのか。私は、ちょっと団体の自立ということを考えますと、これは今後のこともありますので、金額としてはかなり低額になっていると思うのですが、その算出の根拠というのを伺いたいと思います。

それから、159 ページになりますけれども、防災施設整備事業ですけれども、これ全部で 9,000 平米の造成事業を行うということですよ。道路が 270 メートルで、防災倉庫が 120 だか何かわからないですけれども、具体的にこれはどの程度の土砂を動かす形になるのか、山をほとんど崩す形になるのか、そういうことですよ。平らにするという感じですから、その土砂の搬出先と土砂にかかわる金額というのをどの程度見込んでいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

測量設計委託費がこれは全体の経費に関して 500 万だから、高額だな

と思っているのです。大体 10%ぐらいが設計委託料になるのだろうなというふう考えたのですけれども、それもちよっと高額な感じがして、そこら辺の見積もりというのはどのようにして行われたのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 臨時非常勤職員の社会保険料等の関係でございますけれども、予算上、予算の積算の基礎でございますけれども、社会保険料、雇用保険、労災保険料につきましては前年の実績を参考に計上させていただきました。それで、考え方は、これルールでございますけれども、社会保険につきましては週 30 時間以上勤務する職員、雇用保険につきましては週 20 時間以上勤務する職員、労災保険につきましてはこの役場の事務室内で勤務する職員以外、要はここを事務系とすれば、現場で勤務する臨時職員、これが労災の対象ということで積算をしてございます。なお、臨時職員の人数でございますけれども、これは総体で申し上げます。21 年度は実人員 56 人、延べで 72 人を見込んでおります。

それから、菅谷出張所の維持管理費の積算でございますけれども、これは予算書の雑入に計上してございます。内容は、全体で 1,500 平方メートル、旧役所、役場の庁舎、床面積が、これに対する専有面積、社会福祉協議会が 216 平方メートル、シルバーが 85 平方メートル、この全体に占める面積の割合、関係する経費でございますけれども、光熱水費、それから火災保険料、警備委託料、清掃委託料、消防設備の管理委託料、電気の保

安管理委託料、これをすべて含んで、その面積の割合を負担をしていただいているという内容でございます。

防災施設の関係でございますけれども、役所の、役場の駐車場の西側にございます土砂を外へ搬出をしたいというふうな計画でございます。搬出先につきましては、まだ未定でございます。金額につきましては、全体でここにございます予算を予算計上してございます。今いただきました設計費をもとに具体的な設計に入って、それぞれ先ほど3点申し上げましたけれども、3点について金額が積算をされてくるということで考えております。大変大ざっぱで申しわけございませんけれども、まち交、まちづくり交付金の事業等を考えておりまして、これから確定をし、場合によっては補正をお願いをさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 菅谷出張所の管理事業なのですけれども、そうすると案分ということになりますと、勤労福祉会館で使っている部分は除いての案分ですと、専有面積が社協が216平方メートルで、シルバーが85平方メートルで、全体で1,500平米と言いましたよね。何か見た感じでは全然違うのですけれども、違いませんか。2階も含めてということになるのですか。そうすると、案分としては余りに案分の仕方が悪いなと思うのですけれども、全体面積で今嵐山町で2階部分は使っていないですよ。勤労福祉会館部分

は、入っていないということで考えるのですよね、これは。そのところの案分の仕方が非常に悪いなと思ってしまして、私は団体の自立ということを考えますと、これは何かすごくおかしい案分ではないかなと思うのですけれども、ここのところに行きますと、実際には2階をほとんど使っていないのに、1,500平米のうちの216とか85でやっていきますと、金額的には非常な低額な金額になりますよね。勤労福祉会館が入っていないのですよね、これで何う範囲でいきますと。ということですよ。何か団体の自立ということを損なうやり方ではないかなと考えるのですけれども、その点についての考え方を伺いたと思います。今回社会福祉協議会への補助金も下がっていますよね。それはわかっているのです。それは、人件費を多分1人削減しているから、そうなっているのだろうというふうに見ているのですけれども、そこら辺はどのような考え方なのか。全体面積の中ではちょっと余りに案分が悪過ぎると思うのですけれども、その点を伺いたと思います。

それと、防災施設のことですけれども、これは、では土砂の搬出に関しては未定ということでしたら、今までの考え方でしたら、志賀堂沼に持っていくという形でありましたので、その金額というのは入っていなかったわけですよ。その部分が新たに補正の中で志賀堂沼のほうに持っていけないような形になっていくと、あるいはほかのため池のところに持っていけない形になっていくと、金額としては当然価格が上がってくるわけですから、その部分が補正になると考えていいのでしょうか。そのところを確認したいと思

うのですけれども。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 これは、菅谷出張所の案分の仕方につきましては、例えば菅谷出張所の下事務室が主に電気にしても使っていたりなんかしているわけなのです。一時2階の部分は博物誌が、現在博物誌のほうでかなりの面積を専有していますけれども、博物誌のほうで利用していたりしておりまして、現実に使っている部分については、庁舎については今申し上げました事務室の部分ですとか、あるいはトイレですとか、そういった1階のフロアの部分が中心でございまして、それを中心に、それを案分の基礎にしているというふうなことで来ているものですから、改めて新年度について計算をし直すとかということ、予算上は考えないで来ておりましたけれども、委員さんそういうふうなお話いただきましたので、もう一度これについてはチェックはしてみたいと思います。

それから、防災施設の関係ですけれども、志賀堂沼につきましてはこれから志賀地域でどういうふうな形でもって利用の方法について決まるか、大変町としても関心を持っているわけですけれども、そのところで土砂の埋め立てができるというふうなことになれば、町としては大変ありがたいと、私どもとしては大変ありがたいと思っております。それ以上につきましては、また一般質問等があるのしょうから、お願いしたいと思います。

〔「全体の一般質問だからね」と言う人あり〕

○安藤 實総務課長 予算上は、そういったことで予算は積算してきております。

〔「じゃ、その入れる部分を入れて積算しているということですね」と言う人あり〕

○安藤 實総務課長 いや、そこまでは。大変こだわるようではけれども、大変大ざっぱな工事請負費の算出で恐縮ではけれども、この補助事業の性格上、そういうふうな形で予算は計上させていただきまして、確定した時点で補正をさせていただきたいというふうなことでございます。

○藤野幹男委員長 ほかにありますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2点ほどお伺いいたしますけれども、ページ 68、庁舎管理事業があります。今年度の 408 万 1,000 円減額になっているわけですが、庁舎管理事業だけとりますと、前年度に比べますと 420 数万円減っているのです。ほかのところは、ステーションプラザ、アイプラザのほうが前年度よりかアップになっていますので、そういうことにはなるのですが、420 何万を減額にした理由、何か管理で委託しなくてもいい部分があったのかどうか、この積算して、計上した根拠についてお伺いいたします。

それから、ページ 158、159 になりますが、自主防災組織育成事業で自主防災活動事業補助金ということで 207 万 2,000 円、前年度から比べると大変アップをしているわけなのですが、この中身についてお伺いできると思

います。

なお、自主防災組織については育成補助金ということで5万円計上されていますが、先ほど来、大蔵、根岸、將軍沢地区を考えているということでございますが、今この自主防災組織に対する啓蒙の基本的な考え方、これがちょっとずれているのではないかと私は思っているのですが、お伺いいたします。

○藤野幹男委員長 岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 では、私のほうからは、庁舎管理事業の昨年度との比較しての減となった理由についてお答えをさせていただきます。

2点ほど理由がございまして、1点目は修繕料でございます。昨年度は、338万円ほど修繕料をとらせていただきまして、庁舎内の修繕等を行ってまいりましたけれども、本年度につきましては10万円ということで、ここで328万円ほどの減というふうになっております。それから、もう一つは工事請負費が昨年度は庁舎の南側の駐車場の整備ということで100万円ほど計上させていただいてありましたけれども、今年度はなしということで、合わせましてこの金額が減というふうになっております。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 私のほうからは、自主防災組織の関係につきましてお答えをさせていただきます。

159 ページの自主防災組織設立助成補助金5万円につきましては、これは先ほど申し上げましたように、南部地域に新たに防災組織をお願いする予定になっておりまして、そちらの設立の補助金。その下の 207 万 2,000 円、このうち 200 万円につきましては宝くじの助成金、これ 200 万円そのものでございますけれども、いただきまして、七郷防災会、これは古里から太郎丸までの防災会に整備をする倉庫、防災倉庫並びに備蓄をする資機材、この整備に充てる費用ということでございます。残りの7万 2,000 円は、七郷防災会の運営費の補助金3万 6,000 円、それから南部地区で設立後の運営費の補助金3万 6,000 円、合わせて7万 2,000 円でございます。資機材等について申し上げますと、これは七郷地区の防災会、特に区長さん、それから区長さんが推薦をする地域の方というふうな方で構成をしております、その方で役員組織ができております。そういった方々が何回か会議を重ねていく中で、あるいは県の防災基地も見学に行きました。あるいは、坂戸市、この辺では坂戸市が非常に自主防災組織づくりに進んでおりまして、坂戸市にもみずから研修に行きました。そういった経験を踏まえて、自分たちで研究をした結果、整備をしたいとするものが構造改善センターの敷地並びに杉山の集会所のあそこの町道の廃道敷がありますけれども、その場所と、その2カ所に同様のものを整備する予定でございまして、倉庫と、それから発電機が2基、投光器が2基、簡易トイレが 10 個等々、10 数品目のものをここに整備をするというふうな予定でございます。

それから、基本的な考え方というふうなことでございますけれども、自主防災組織につきましては、総務経済常任委員会が新潟を視察したときもそうですけれども、これが要は災害が発生したときに大きな役割を果たしているというふうなことでございまして、阪神・淡路大震災におきましても実に9割は周辺の人たちに助けられたというふうなことでございまして、嵐山町でもこれを100%設置を目標にしておるわけです。これは、ただ町が旗を振るだけではなくて、地域でその気になっていただかなければならないというふうなこともございまして、区長会等でご説明申し上げて、そして整備をしていくというふうなことで来ております。特に七郷は、これは町がお願いをする前に消防団と地域の区長さんが中心となりまして、もう既に2年間でしょうか、今年も含めるともう3回、防災訓練をみずから実施をしてきているというふうな非常に関心の高い地域でございまして、それらもございまして、七郷にまず1カ所目をお願いしようと。2カ所目については、同じような場所、市街地を持たない南部がいいのではないかということで南部、次の段階で内容等、残りの部分の区域割り等もございしますので、そこらについては区長会で綿密に練っていただいた上で市街地に入っていこうというふうなことで考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 庁舎管理事業については、おおむねというか、わかりまし

た。

確認しておきますが、では通常の保守管理、清掃とか、そうしたもののついては何ら変わりがなく、お願いをしてみるということによろしいのでしょうか。

それから、今自主防災組織につきましては詳しく説明をいただきましたが、ただ七郷地区で倉庫を2カ所につくるのだと、そのための費用なのですかということなのですが、倉庫をつくって、発電機だけ入れる。あとは、何か備蓄をするようなもの、その物体の倉庫をつくるのでしょうか。倉庫の中身をちょっとお伺いしたいのですが。

それと、私はちょっとずれているのではないかという発言をしましたが、自主防災組織というのは本来性格上、向こう三軒両隣、特に市街化区域の中の防災対策をやはり私は重点的に考えるべきだなというふうに思うのです。災害になって、一番被害が大きく出るのは市街化区域の中ですから、それは北部あるいは南部で農村地帯よりも、被害が起こるのはもう市街化区域の中、そういう中で向こう三軒両隣を中心とした組織を立ち上げて、まずそのほうが、今説明では外からこうやって、中をやるのだというふうに説明をいただいているのですが、それは私は手法が違うのではないかな。今七郷地区で前から防災訓練をやっている云々とありました。確かに私らもそういうところに出ています。ただ、自主防災組織の下への対応は、部落で説明を受けますが、こういうのができたので、だれか名前出さなくてはならないので、だれか名前出してくださいという、そういう説明です。自主防災組織の

趣旨というものをもったきちつと説明して、町民全体に図っていく必要があるのではないかと私は思うのです。そういうことを指摘しておきたいのですが、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 お答えをさせていただきます。

防災倉庫に入る中身でございますけれども、省略をして申し上げたのですが、では全体を申し上げたいと思います。発電機2基、2台です。投光器2台、投光器用三脚2台、2つ折り担架2台、簡易トイレ10個、これ100人分です。救助工具箱セット、これは油圧ジャッキやおの、大ハンマー等7点、これが2個、2セット、ヘルメット、中型救急箱20人用1つ、折り畳みリヤカー1つ、ゴーグルが20個、湯沸かしパッケージ1セット、消火バケツ、8リットルのものが10個、ガソリン携行缶、20リッターのものが1個、コードリールが2つと、とりあえず、いろいろ備蓄品も資機材もあるのですけれども、七郷防災会の会議、先ほど、くどいようですけれども、先進地の視察等を踏まえて、予算も限られておりますので、その中で優先してこれだけ整備するというふうな内容でございます。

それから、自主防災組織の結成の方法につきましては、安藤委員さんのご意見も踏まえまして、今後対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 原資が宝くじということですから、それを踏まえて活用するにはこういう組織での交付のやり方しかなかったのか。というのは、今お聞きしますと、それだけのものを自主防災組織の方が管理をして、何かあったときにそれを活用するということが果たして可能なのかどうか。それは、訓練を今度はしなければなりませんよ。そうでなければ、買ってみたって、宝の持ち腐れではしょうがない。ですから、私はもっとそれは町あるいは消防団とか、そういうところの管理下に置くほうが、そういう設備であれば、もっと町が関与する必要がある設備ではないかなと思うのですが、その点のとらえ方をお伺いします。これを全部住民に任せて、それでやれといったって、これは大変なことだと思います。趣旨はわかりますけれども。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 議会でも滑川町を視察をいたしました。滑川町は、自主防災組織 100% ということでございます。滑川町は大字、行政区が 13 です。嵐山町は 35、ということで滑川町の場合は大きな、1つのところだけ2カ所ですけれども、1つの行政区に1個というふうな感じなのです。嵐山町と面積はそんなに変わらないですけれども、防災訓練も各地区ごとに毎年やっているそうです。それから、中央の全体の町の防災訓練もやっていると。非常に先進地近くにあるものですから、大いに参考になるなと思っているわけですけれども、今回自主防災組織づくりというのは県でも非常に力を入れておりまして、町長、副町長のところにも県の幹部が来て、ぜひお願いをし

たいというふうな、そういうお話もいただいておりますし、埼玉県内が同一のような状況です。この 200 万の補助金、宝くじ、県内で自主防災組織3カ所です、いただけるのは。これ手を挙げているところは何 10 カ所あるわけです。その中で嵐山町でいただけたというのもこの七郷の防災会の取り組みが非常にモデル的であると、そういうふうなことも県に認定をしていただいて、補助金をいただけることになりました。そんなこともございまして、委員さんのような考え方もあるかもしれませんが、我々が進めてきた方向は、一定の方向としては間違っていないのかなというふうにも思っております。ただ、市街地については、消防団が5部なのです。市街地については志賀と菅谷がかかわってくるわけです。消防団抜きには自主防災組織も考えられないということもございまして、いろいろ組み合わせが出てくるわけなのですけれども、区長会等でも話し合ってみても、いい方向はなかなか見出せないというふうなこともございまして、後回しになっているけれども、一日も早く嵐山町内で 100%の自主防災組織をつくらなければならないというふうなこともございまして、このような進め方で来たわけです。ぜひ今後は、安藤委員さんのご意見を参考にさせていただきながら組織づくりに当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、ページ数ですけれども、67 ページになると思うのですけれども、七郷郵便局の関係なのですが.....それでは、改めまして質問させていただきますけれども、67 ページになると思いますが、七郷の簡易郵便局の関係の件ですけれども、嘱託の関係で職員さんがこちらにいると思いますけれども、現在は3名かなというふうにも記憶しておりますけれども、余り町の持ち出し分はそうはないのでしょうか。ほとんどの嘱託員さんの報酬につきましては、使用料、手数料のほうでほとんど賄えているのでしょうか。

それと、嘱託員の採用基準でしょうか、採用年数といいましょうか、その辺の見直しとか、そういったようなものは行われているのか、お尋ねします。何年か同じ方かなというふうにちょっと思っているものですし、特別な仕事の内容というものもあるので、同じ方をお願いをしているのかなというふうに思っていますけれども、確認のためにお願いいたします。

それと、行政バスの関係になりますけれども、70 ページになると思うのですけれども、これはいろんな団体さん、あるいは職員、町民皆さんがそれぞれ視察や何かで利用させていただいて、非常に便利というふうに話も、一部の負担金がありますが、便利だというふうにも伺っています。そういった観点からなのですが、前年度と同じということになりますけれども、使用料そのものも同じで、これから 21 年度は行われていくのでしょうか。また、運行回数なんかはどのくらいの回数で見ているのか、お尋ねをします。大きさその

ものは、同じもののバスが 42 人ぐらいのものかなと思うのですが、もし変わっていただけましたらお尋ねします。

もう一点なのですけれども、駐輪場の関係で、77 ページになると思うのですけれども、これは駅東側の関係になってきますけれども、土地の借り上げ料の関係で 104 万でしょうか、計上してありますけれども、シルバーの関係で、ここで今度は臨時雇用の関係が対応してくるというようなお話も先ほどありましたけれども、利用している方は非常に便利で助かるというふうにも思いますけれども、反対にこの駐輪場の仕事として、自転車置き場でしたか、そういうふうにも仕事でやっている方も駅周辺にはおりますけれども、その辺で西口のほうにはおりますけれども、そういう方たちの関係がどうしても東口が無料ということになりますと、そちらのほうへ流れるというような話も聞いておりますので、その辺の町とのかかわり方は何ら問題が起きたことはないでしょうか。

それと、台数ですけれども、自転車そのものは何台ぐらいここへは駐輪をしているのでしょうか。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 簡易局につきましては、後ほどお答えをさせていただきます。

行政バスでございますけれども、歳入と歳出と両方に計上させていただ

いております。金額については、昨年と同額ということでございます。回数につきましては、歳入のほうで70回、70日、1日2万円の使用料をいただいておりますので、70日分、それから燃料費につきましてはキロ20円いただいておりますけれども、1,000キロ、それから8時半から5時以外については時間外勤務手当をいただいております。これについては78時間ということで、歳入のほうは計上させていただいております。それから、歳出のほうでございますけれども、平成12年の7月に現在の車両に入れかえをいたしまして、長期間、バスですから、使うわけなのですけれども、そのバスの減価償却費、それからバスの運転手さんの人件費、それから車検代ですとか修繕料、保険料等々、維持管理費、それらを合わせて歳出のほうの委託料というふうな形でまずは計算をいたしました。それから、先ほど歳入で申し上げました運行する時間外の部分ですとか、燃料費の部分ですとか、そういったことも加味いたしましての予算になっておりまして、予算額は歳出も昨年度と同額でございます。

それから、駐輪場の関係でございますけれども、駅東側に3カ所駐輪場を設けております。その使用料、土地の借り上げ料について計上させていただいております。自転車の台数については、きちっとした把握はできておりませんけれども、後ほどわかる範囲でお答えをさせていただければと思います。

それから、駅東側については今申し上げたような状況でございますけれ

ども、駅西側につきましては民間の方が5件、有料の駐輪場を経営されております。それで、問題はないのかということでございますけれども、先般も町民の方から、エレベーター前のあそこに駐輪場はないのですけれども、そこに放置される自転車があるわけですし、これを注意したところ、大変気分を害したというふうな内容と、それと駅西側にも無料の駐輪場をどうしてつからないのかという、そういうふうな町民の声がございまして、それに対しては、現在無料の駐輪場は、事情がございまして、東側に整備してあるので、今度踏切もあそこのところででき上がりましたので、踏切等も利用しながら、ぜひ東側のほうのを利用させていただきたいと、ただ将来的には無料の駐輪場を町としても検討してまいりますというふうなことでご回答申し上げたのですけれども、今現在はそのような状況です。

○藤野幹男委員長 岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 七郷簡易局の関係なのですが、先ほど松本委員さんのお話ありましたように、3名の方が勤務をされておりますけれども、交代でということで、通常は1名、ただし忙しい時期には2名というような体制で行っております。そして、歳入といいますか、こちらの諸収入というふうな形で記載がしてございますけれども、ページの51ページのほうに中ほどに雑入で郵便物取り扱い手数料というのがございますけれども、ここに326万6,000円というふうな形で、これが歳入として見込まれてございます。それで、報酬の387万2,000円とこれの差額を差し引

きをしますと 60 万ちょっとぐらいの持ち出しというふうな形になります。ただし、昨年、平成 19 年の実績を見ましても、400 万円ほどの収入がありましたので、ほぼ持ち出しはないのではないかというふうに思っております。

それから、採用の年数の関係なのですけれども、ただいまお話がありましたように、大変仕事の特殊性というのもありますので、今すぐ交代というふうなことは考えておりません。ただ、将来的には年齢的なこともあると思いますので、そういった時期が来ましたら、交代というふうな可能性もあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、郵便局の関係で、ほぼツーペイぐらいよりも黒字といえますでしょうか、そのぐらいの収入が、持ち出し分は 58 万 7,000 円ぐらいだったということで資料等にも載っていましたが、申しわけないのですけれども、嘱託の職員さんの時期が来たら年齢的なものもあるということですけれども、現在どのくらい、何年ぐらいというのでしょうか、勤めていらっしゃるのですか、今の方たち。嘱託員さん。すみませんが、お願いできましたらで結構です。確かに一生懸命、私たちも近いですから、利用させていただいていますけれども、頑張っているということはよく承知しておりますけれども、すみませんが、予算ですので、質疑ですから、すみません。

それと、駐輪場の関係なのですけれども、反対に西側にも無料の町のも

のがあったら助かるというようなお話も出ていたという答弁がありまして、それはそういうふうな形でできればよろしいというふうに思いますけれども、民間の方が5件ほど今でもやっているということですから、私その辺のところとのすり合わせというのでしょうか、そういうものが何かなかったのかなとそれは思ったのですけれども。町民の要望で、西側にも無料のがあればいいというふうなお話が町のほうにあったというような答弁だったかなと受け取ってしまったのですけれども、そうでなくて、私の聞いたのは、民間で駐輪場やっていますよね。そこの方たちから反対に、余り無料のものをつくっていただいしまうと自分たちの仕事が上がったりになってしまうというような形から、そういうもので反対に連絡が入っていないですかというふうにもちょっと尋ねたつもりだったのですけれども、もう一度すみませんが、その辺、なければ結構だけれども。

それから、バスの関係なのですけれども、では前年度とバスの内容というものも、大きさというか、そういうものも同じということで理解してよろしいですか。すみませんが、確認もう一度とらせていただいて、終わります。

○藤野幹男委員長 では、岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 勤務年数の関係なのですけれども、平成11年ぐらいからお願いをしてございまして、10年間、10年ぐらいたっているのではないかというふうに思っております。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 バスにつきましては、新しい車両にはなりません。今までの車両を使う予定です。

それから、駐輪場につきましては、委員さんお尋ねのように町も考えております。町があそこにつくることによつての現在営業されている方への影響等々を考えて、わざわざ行かなくても、現実に商売をされているわけですから、そういうことだというふうに理解しております。

○藤野幹男委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 ちょっと1点だけお聞きします。

先ほども質問の中にありましたですけれども、埼玉県電子入札についてのことなのですが、79 ページです。それから、来年度は試行的に実施し、それから進めていくというふうに受け取ったのですが、67 万 5,000 円出ておりますけれども、これは年の契約金というか、負担金だというふうに受け取っているのですが、先ほども説明の中に、工事の関係について来年度は実施するというふうなことだったのですが、67 万 5,000 円でも大きいというふうに思うのですが、これがほかの工事以外のものも出てきたときにもこの金額で済むのかどうか、まず確認しておきます。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 電子入札の関係でございますけれども、このシステム、電算上のシステムは昨年度、平成 20 年度の予算の中で初期経費につ

いては予算をいただきまして、実施をしております。21 年度以降につきましては、財務会計のシステムがある、ジャパンシステムという会社でございますけれども、決算とか予算執行、それと同一の会社をお願いすることによってシステムの経費が新たにかからないというふうなこともございまして、予算、決算等の会社の財務上のシステムにこの契約のシステムも乗っております。したがって、今長島委員さんがおっしゃった金額は、そのシステムに完全に移行するのにはまだ1年かかります。それで、現在のシステム、古いシステムがございます。それを動かすのにかかる費用ということで、1年間だけは古いシステムと新しいシステムと両方予算をお願いするというふうなこともございまして、今予算上に出ている数値については古いシステムの経費がほとんどでございます。

それから、電子入札は、埼玉県が共同で実施をしている電子入札につきましては工事請負と業務委託と、この2種類です。このほかに土木施設の維持管理ですとか、物品の納入ですとか、ほかにも町の入札にかかわる項目がございますけれども、その埼玉県が行っている工事と業務委託の中の嵐山町につきましては平成 21 年度は、平成 21 年度、22 年度、2年間でございますけれども、工事請負のみ電子入札に参加しようというふうなことで考えております。21 年度につきましては、なれる意味も込めて、モデル的に事業を選んで、それで試行をしてみると。22 年度につきましてはそのうちの、今一般競争入札の試行を行っておりますけれども、何件ぐらい試行ができ

るか、試行してみて、23 年度から全面的に移行していきたいというふうな予定になっております。

以上です。

○藤野幹男委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 私も商工会の説明会あったという話しか、それ以外はそんなに詳しく聞いているわけではないのですが、実際土木事業のほうの方の話を聞いていますと、とにかく試験的に町はやるのだから、少しは様子を見ようという方もいるらしいのです。ですから、これから町で電子入札のほうにずっと移行するのであれば、試験的とか、そのようなことを言っているよりは、何年か後には完全にしますよと、それに対して対応していただきたいというふうな話し方もしないと難しいのではないかなというふうな感じには思うのですが、ちょっとずれてしまったかもしれないですが、よろしくお願いします。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 説明が大変上手にできなかったわけですが、電子入札については全面的に移行するのは 23 年度からというふうに考えております。ただ、本当はきっちり、近隣市町村を見ても、21 年度から電子入札に向けての審査を始めるわけですから、そこに移行するのが一番いいのですが、何せ町内業者が問題なのです。町内業者が今長島委員さんご心配いただいているような状況がございまして、町はそういった方にも

親切丁寧に対応しようというふうなことでございまして、説明会も実施をしましたし、デモも行います、試験的に。そこにも町内業者の方に参加していただいて、電子入札はこういうものなのかというのを体験していただきます。そういった一歩ずつ仕事を進めていきまして、23年度からというふうに考えておりますので、ぜひ土木業者の方にも何かあれば商工会とか町のほうにお尋ねいただきたいということをお願いしたいと思います。

○藤野幹男委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 簡単に答えてもらえばいいのですが、65ページの短期間再任用職員で土曜開庁に対応するということなのですが、人数、それから土曜開庁するところの課がどこになるのか、お聞きできればというふうに思います。

それから、これ確認なのですけれども、76ページの防犯等緊急雇用対策創出事業のシルバーの関係なのですけれども、2人で半年間と聞いたのですけれども、6人ではないのでしょうか、確認だけしておきます。6人で延べ184と聞いているのですが、確認だけさせてもらいます。

それから、157ページの越畑に入る消防車なのですが、耐用年数はどのくらいなのでしょう。5トンですと、普通免許で運転できるのかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○藤野幹男委員長 岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 臨時非常勤職員管理事業の中の、ちょっと大変申しわけないのですが、短期間と書いてありますが、正式には短時間でございまして、ちょっと訂正をお願いしたいのですが、短時間再任用職員ということでのせてございますが、人数ということなのですけれども、今年度退職する職員の中から希望がありましたら再任用の形で行っていきたいというふうに考えておりますが、現在1名の方に再任用の希望が出ております。

それから、土曜開庁の課なのですけれども、現在も行っておりますように、町民課と税務課を考えてございます。

以上です。

○藤野幹男委員長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 緊急雇用の関係でございすけれども、防犯等緊急雇用創出事業、これにつきましては防犯のパトロール関係で2人、それから駐輪場関係で2人、それから交通安全の標識とか看板等の点検等で2人、これ延べで申し上げますと6人と。実人員は、まだシルバーと話し合っておりませんから、あれですけれども、先ほど申し上げたような人数になるのかなというふうに思っております。

それから、消防車の関係と普通免許の関係でございすけれども、2の2の消防車は5トンを超えるというふうなことでございまして、一昨年6月に道路交通法が改正になりまして、5トンを超えると、今普通免許の方は乗

れますけれども、新たに免許をする、19 年6月以降取得する方は中型免許が必要だというふうなことになります。そういった課題もあったわけですが、地元からは中型免許を取得することについて、部としても最大限サポートするというふうなことが消防審議会会長あてに地元の消防団の部長から出まして、そういったことであればその熱意を買って、それにしようというふうな審議の経過でございました。

以上です。

〔「耐用年数」と言う人あり〕

○安藤 實総務課長 法的な耐用年数につきましては、それほど長くないのだと思うのです、法的には。ですけれども、大体消防車、町で更新しているのが大体 17～18 年で今まで更新をしてきております。

○藤野幹男委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面ではサポートしてくれるというので、団のほうでサポートしてくれるというので、いいのだと思うのですけれども、例えば 18 で免許を取った場合に 36 ぐらいになってしまうと、そうするとこれから入ってくる人たちの場合はほとんどもう普通免許だけだと乗れないというふうになってくると思うので、これからの一つの課題として、やはりその辺のことも考えておかないと、大きいから、いいというふうにはなかなかならないのかなと。いずれにしても、消防車があるけれども、運転する人がいなくなってしまうと、これもまた困る話で、その辺のこともやっぱり十分考えてもらって、今後の検

討していく必要もあるかなというふうには思うのです。要望です。

○藤野幹男委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男委員長 質疑がないようですので、総務課、会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○藤野幹男委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時26分)